

総務常任委員会
予算常任委員会総務分科会

(平成27年12月10日)

〔常任委員会〕

○ 竹野兼主委員長

皆さん、おはようございます。

ただいまより総務常任委員会を開催いたします。

12月ということで、皆さん大変お忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。また、きょう1日、そして予備日という予定はしておりますが、気持ちとしては、できればきょう1日でしっかり5時までかかってでも終了できればいいかなというふうに考えておりますので、また皆さんのご協力もよろしく願っていたと思います。

それでは、まず、11月定例会議会の議会期間中の所管事務調査について、実施するべきかどうかというご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○ 森 康哲委員

前回、入札の関係の所管事務調査を行っていただいたと思うんですけども、中途半端で終わっているの、できれば本庁のほうの入札のことを勉強したいなと思うんですけども。

○ 竹野兼主委員長

所管事務調査は、この議会期間中に……。

○ 森 康哲委員

議会期間中か休会中でもどちらでも構いませんが。

○ 竹野兼主委員長

わかりました。

他にございますか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

この議会期間中もしくは休会中ということで、森委員のほうから提案がありましたけど、日程的に、少し厳しいところもあるのかなと思っていまして、できれば休会中、11月定例会月議会が終わった後に皆さんにお諮りするという状況で進めていきたいというふうに思うんですけど、この11月定例会月議会中の所管事務調査というのは、皆さんにまた後でお諮りはさせていただきますけど、同和行政の部分について少し所管事務調査をやらせていただく予定で考えておりますので、また、森委員が言われた入札制度については、また改めて休会中のところで皆さんにどうするかというのをお諮りをさせていただいて、進めさせていただくということによろしいでしょうか。

○ 早川新平委員

どうするかというのは、日程をどうするかなのか、するかしないかというのは。

○ 竹野兼主委員長

するかしないかも含めてということをお願いします。

○ 早川新平委員

今、森委員のほうから提案が一つありました。前回の入札制度に関して何かすっきりしないところがあるので、そういう点があるので、やるということだけはまず確約、皆さんに諮られたらどうですか。私はしたらいいと思っているのやけど、ほかの委員さんにも聞いていただければ。

○ 竹野兼主委員長

早川委員からの提案がありましたので、入札制度について、定例会月議会終了後、休会中のところで、所管事務調査を行わせていただくことにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

じゃ、そういうことで調整をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

[予算常任委員会分科会]

○ 竹野兼主委員長

それでは、これより予算常任委員会総務分科会の審査を行います。

○ 竹野兼主委員長

議案第40号平成27年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第8款土木費、第5項港湾費（関係部分）についてですが、まず、政策推進部長、館部長、ご挨拶をよろしくお願いいたします。

議案第40号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第6号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第8款 土木費

第5項 港湾費（関係部分）

○ 館政策推進部長

おはようございます。トップバッターということで、どうぞよろしくお願いいたします。

私どものほう、今ご案内いただいたような形で、土木費の中の港湾費の補正が1本ございます。ご審議のほうどうぞよろしくお願いいたします。

○ 竹野兼主委員長

それでは、説明をお願いいたします。

○ 荒木政策推進課長

おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。

港湾費の部分でございますが、補正予算書に関しましてはP50ページから51ページ、補正予算参考資料P42ページ、ご説明に関しましては、予算常任委員会資料、こちらになりますが、附箋の張ってある一番頭の部分の政策推進部というところの1ページをお願いできればと思います。よろしいでしょうか。

済みません、よろしくお願いいたします。

四日市港管理組合の負担金につきまして、減額補正をお願いするものでございます。

主な内容といたしましては、下記の表の一般会計の総括表の歳出の部分をごらんいただきたいと思っております。

港湾建設費で、霞ヶ浦地区27号岸壁改良の工事でございますが、国の内示に合わせて補助事業費の減額で7700万円余の減。また、一つ下でございますが、公債費におきまして、当初想定金利が見込みを下回ったことなどによりまして、償還利子といたしまして1600万円余の減、その他、議会費、総務費でございますが、人事異動等による人件費補正などによりまして、歳出トータルといたしましては8331万6000円の減ということになってございます。

一方、歳入でございますが、使用料・手数料におきまして290万円余の減、国庫支出金におきましては、国の内示に合わせて3100万円余の減。県支出金でございますが、海岸漂着物等対策事業費補助金が交付されることとなりましたもので、1119万6000円の増と。

繰入金でございますが、こちらにつきましては、前年度からの繰越金が当初予算を上回ったということによりまして、809万9000円の増と。

組合債でございますが、こちらの部分に関しましては、補助事業費の減額に合わせて4100万円の減ということで、結果、分担金・負担金といたしまして2741万5000円の減ということになってございまして、そのうちの本市負担分の44.4%の1217万2000円の減額をお願いするものでございます。

説明につきましては、簡単ではございますが、以上でございます。よろしく願いいたします。

○ 竹野兼主委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご質疑がございましたら、ご発言願います。

○ 樋口博己委員

霞ヶ浦地区の27号岸壁改良の減額補正なんですけれども、これは事業の進捗には影響があるのかなのかと、あと、審査自体はいいんですけれども、後でこの減額によって何か影響があるんやったら、そういう変更のところの資料だけいただけたらなと思っております。

○ 荒木政策推進課長

これ、減額になっておるのが、5000万円、事業費ベースで減額になってございます。その5000万円につきましては翌年度送りということになるかと思えますけれども、委員おっしゃられました資料については、ちょっとご用意させていただきたいと思えます。

委員会の終了するまでかどうか、ご用意する時間だけ。済みません、よろしく願います。

○ 竹野兼主委員長

樋口委員のお尋ねさせていただきますが、資料は議会期間中、もしくはそれ以降でもよろしいですか。

○ 樋口博己委員

審査には影響しませんので、そちらの都合で結構です。

○ 荒木政策推進課長

承知しました。早急に取りまとめて、ご用意させていただきます。

○ 竹野兼主委員長

じゃ、資料請求、よろしくお願いいたします。

他にご質疑ございませんか。

○ 早川新平委員

この補正にはちょっと関係ないんだけど、冒頭で言った市の負担金が44.4%、県が一応主導になっておると。これ、ずっと長い議論があって、政策推進部としては、四日市の立場としては、今の状況がええのかどうかというところを教えていただきたい。例えば、四日市はやっぱり港であって、それがあくまでもいろんな県主導というのが否めないところがずっとあって、四日市港管理組合議会に行かせてもろうたときでも、何か市はないがしろにされておるようなところが非常にあるので、やっぱりそこは負担金の割合、そこが大きく影響しておると思うので、今後の四日市の考えている方向、できれば5対5でやるのか、ちょっとお考えを教えていただきたい。

○ 館政策推進部長

この前の8月定例会議でもその議論があったわけですが、この前は森委員からそういうご指摘をいただきまして、そのときもちょっと少しお答えさせてもらった内容としては、以前負担割合が一旦50%ずつになって、44.4%にしたときに、スーパー中枢港湾関係のいろんな投資がある中で、この負担金が非常に、当時は市としても非常に財政事情の厳しいころでございましたので、そういう投資を見たときに、負担を少しでも軽くというようなことから、50%からまた44.4%、もとに戻したという経緯がございます。それらの投資が、ある一定落ちつきつつあると。

この前ご説明したように、霞4号幹線が平成29年度末に完成をいたします。実は来年度は、また当初予算のときにご審査いただく予定ですが、国の内示がうまくつけば6割増、例えば霞4号幹線はことしの6割増を今国に要望してもらっています。四十数億円から70億円台、これを来年度獲得しないと平成29年度に完成しないというような状況でございまして、まだしばらくこの辺の投資があるという中で、やはり負担割合を上げるということは当然市の負担が出てくるわけでございますので、このあたりは、一番いいのは負担のほう、お金のほうの負担が少なくなった時点で、むしろ50対50というのは、本来であれば主導権をとろうと思ったら50%を超えないといけませんね。そういった議論をいずれはしなきゃならんのかわかりませんが、その時期がある程度今後の将来の投資がどこまで行くかというのがみえてきたときだと思っております。今のところ、一つの目標が、平成29年度の霞4号幹線が完成するというのがあります。その次に、北埠頭の81号岸壁のほうへ行くのかどうか、このあたりも大きな判断のしどころですね。例えば、コンテナ取扱量が今のところちょっと伸びが悪いので、今のところ、今の状況で何とかまいこと回っておりますけど、まだまだ足らんというふうになったとき、また投資という話になってきたときに、やはり市の負担と、主導権を本来とらなあかんと思うんですが、そことの兼ね合いになってくると思います。ですから、今、私がここで、理想的には当然、委員がおっしゃるように、市が主導権をとって、市として港を主体的に管理できるようになるのが、それは理想だと思いますけど、あとはその負担と、あと人の派遣の部分、この辺を見ながら多分判断しないとイケないと思います。もうしばらく投資の状況を見ながら、またここでも議論を深めていただければと思います。

○ 早川新平委員

館さんにしたら珍しく歯切れの悪いところがあって、例えば霞4号幹線の話が平成29年度末に出ると。あれは国の直轄事業という形でいったけれども、3分の2は国が持ってくる、残りの3分の1は地元負担が入っていますやんか。そうすると、当初4車線で約4.1kmのところを420億円の概算で、3分の1のうち市と県が持つのは6分の1ずつ、それを負担割合で払うのか。そこだけちょっと教えてください。

○ 館政策推進部長

3分の1の部分を負担割合で割ることになります。だから、3分の1のうちの44.4%が今市の負担になるし、55.6%が県ということですね。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

これ、目先のことやなしに、今後の四日市のいろんな施設でガントリークレーン1基7億円やったかな、それぐらい金がかかるんやけれども、四日市は産業都市として港は抜きで語れないと思うので、今後のこと、国際コンテナ戦略港湾には敗れたけれども、霞4号幹線もつくって、俺は必要ないと思っておるのやけど、そういったところがあるのであれば、今後の姿勢として、四日市は、僕は港に関しては、逆にリーダーシップをとっていかなあかんというぐらいの気構えを持っていただきたい。これは私一人だけのことかわからないんやけど、予算のことが絡むので、負担の割合が。だけど、そういう消極的なことやなしに、今後自治体間競争をやっていくという大きな命題があったときには、やっぱり港抜きには語れないと思うし、そういうところだけはリーダーシップをとっていただきたいというふうに、非常に強い思いがあるので、これからもよろしく願います。

以上です。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございませんか。

○ 森 康哲委員

早川委員のおっしゃることはもっともで、以前から私もそういうふうな質問もさせてい

ただ、四日市港管理組合議会でも一般質問をさせていただいている現状があります。

先日発表されたレベル1の災害が起こったときの防潮堤の強度、これがどうなのかというのもわかってきた中で、やはり弱い部分があると。倒壊するおそれのある防潮堤もはっきりしてきたと。そういうところへの改修とか、そういう部分も出てきているので、これはやっぱり防災というところでいうと、四日市の背後地のいろいろな基幹産業があるところを守っていくという意味では、四日市が主導をとって当たり前の話やと。それも、県というよりは、四日市と密に連携をとっていく必要がある。そういう意味でも、負担割合を上げてでもやっていかなあかん部分やと思うし、また、港の政策として客船誘致というのも課題になっております。今までは飛鳥Ⅱとかにっぽん丸とか2隻しか寄港していないと。これを外国船籍の客船を誘致しようとする、いろいろなことをまた考えていかなあかん。また、背後地のいろんな産業とも連携をとっていかなあかん。そういう意味で、やはり四日市市の背後地との連携という意味でも、きちっと負担割合をもう一度見直す必要性はここに来て出てきているのかなと。特定重要港湾には指定されていますけれども、国際コンテナ戦略港湾に漏れた以上は、やはりその辺の方向性は決まっていますので、そういう意味で、四日市市ももうちょっと頑張ってもらいたいということで、意見として言わせていただきました。

以上です。

○ 竹野兼主委員長

済みません。報告がおくれましたが、市民の方、お二人の方が傍聴に見えられていますことをご報告させていただきます。

○ 館政策推進部長

委員のお考え、よくわかります。

現状で、じゃ、44.4%、少し市が少ない中で、物を申ししていないかという、それはきちっと物は申ししておりますので、まずそこはご承知おきいただきたいと思います。

今市長が副管理者となっておられるわけでございますので、きちんと四日市港管理組合との連絡調整も我々が窓口になってやっておりますので、物を申すところはきちんと物を申し、四日市としての必要なところはこれとこれだということは言っております。

ただ、おっしゃるように、どうしても最終的に管理者は知事になっておりますし、常勤

の副管理者は県から来ておるといふようなこともあって、多分その辺も皆様方のご懸念だと思いますが、現状は一生懸命この中でも、市としての立場や市の要望をきちっと伝えておるといふことはご承知ください。

いずれにしましても、今ここで理想としては、市が主導権をいずれとれるようにという思いがあるわけですが、何度も申しますが、負担と人の問題、その辺をきちんと見据えた上でいかんと、やみくもにいくわけにもいきませんので、今後の港の投資状況を見ながら、あるいは今市として何をやらんならんか、市としてどういうことをしなきゃならないか、その中には主導権をとらなあかんという問題があれば、その兼ね合い、その辺も含めて、皆様方のご意見も頂戴しながら、これは多分大きな議論になる話だと思いますので、今後とも皆様ともご議論しながら、市としての考え方を決めていくことになろうと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 早川新平委員

負担金、負担金って、これは本当は四日市港管理組合議会の中で話をせなあかんと思ひんやけれども、四日市港管理組合議会へ行かせてもらっておったときでも、名古屋港との違いといふのは、プロパー職員の比率の違いやといふふうに私はずっと感じているんですよ。名古屋港って95%がプロパー職員で、それに精通して専属でやっている。対して四日市港は、プロパー職員は5%で、逆に95%が県職員、市職員が二、三年行ってといふ、そのところがもうどだい変わっているんで、負担金を出しておるのなら、四日市港のあり方といふのも、副管理者であればきちんとそういうところは根本的に直してもらわんと、いいふうにはなっていないといふのがもう痛感するんですよ。だから、きょうは負担金といふお話がここで出たので、根本をやっぱり変えていかないと、小手先ではなしに、そういう意味では、この負担金といふのは、部長がおっしゃったように、2分するやうな議論になってくるやろうけれども、四日市の今後の成長とか自治体間競争をやっていくのは大きな産物なんやでき。そのところは、県なんか何十何港のうちの一つぐらいにしか考えておらへんで、四日市港自体をね、だから、そのところの思い入れはやってほしいなといふのはすごく感じているので、一言だけお話をさせていただきました。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございませんか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

他に質疑もないようですので、これより討論に入ります。
討論がございましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

討論もないようですので、これより分科会としての採決に移りたいと思います。
議案第40号平成27年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第8款土木費、第5項港湾費（関係部分）につきましては、可決すべきものと決してよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第40号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第8款土木費、第5項港湾費（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 竹野兼主委員長

皆さんに確認させていただきますが、全体会に送るものはないということでもよろしいですね。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

それでは、理事者入れかえをお願いいたします。

それでは、政策推進部に続きまして、消防本部の予算常任委員会総務分科会を開催します。

議案第40号平成27年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）についてであります。まず、山本消防長、ご挨拶をお願いいたします。

議案第40号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第6号）

第3条 債務負担行為の補正（関係部分）

○ 山本消防長

改めまして、おはようございます。

消防本部から本日の予算常任委員会総務分科会にご審議をお願いしておりますのは、平成27年度四日市市一般会計補正予算でございます。これは、（仮称）北部消防分署につきまして、平成29年度末の開署を目指しており、少しでも早期に工事着手するため、債務負担行為をお願いするものでございます。

それでは、詳細につきまして、担当の副消防長兼総務課長から説明をさせていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○ 竹野兼主委員長

それでは、説明を求めます。

○ 坂倉副消防長兼総務課長

よろしくをお願いいたします。

それでは、まず補正予算書の12ページと、それから補正予算参考資料の59ページをお開きいただけますでしょうか。

補正予算書の12ページでございますが、私ども今回お願いするのは、債務負担行為の補正でございまして、その追加でございます。

12ページ下から四つ目でございます。（仮称）北部消防分署建築設計業務委託費ということで、期間が平成27年度から平成28年度まで、限度額が4400万円ということで今回お願

いするものでございます。これは、現在、新消防分署、南部と北部とを整備をする中で、南部は1年先行して、実は既に造成の工事の契約が終わりまして、年明けから南部は造成工事に入らせていただいて、平成28年度には建築完成という予定でございますが、北部につきましても、三重県の広域防災拠点の整備とあわせるというところも含めまして、今回できるだけ早く事業に着手して、計画的に事業を行っていきたいというふうに考えておるところでございます。

前回、8月定例会議では、北部の消防分署につきましては、造成の設計の補正予算をお認めいただきまして、現在造成の設計業者が決まりまして、設計業務を進めておるところでございますが、建築工事につきましてもやはり少し前に倒ささせていただきたいということで、今回設計の業務委託を債務負担行為としてお願いをしたいと考えております。

予定といたしましては、平成27年度中には入札、契約をさせていただいて、平成28年度の上半期には設計業務を完了させたいと、そのように考えております。その後、また後でスケジュールでもご説明をさせていただくんですけども、その後また建築工事に移るといことですが、今回は債務負担の補正ということでございまして、平成27年度の予算としては計上はさせていただきませんが、また平成28年2月定例会議で造成の設計業務委託費を平成28年度当初予算として計上をさせていただく予定でございます。

補正予算参考資料59ページでございますが、ここには施設の概要、それからスケジュール、レイアウト図を載せさせていただきました。先ほどご説明をさせていただきましたが、スケジュールにつきましては、平成27年度に造成設計、平成28年度に造成工事、建築設計をこの11月定例会議の後、手続に入らせていただいて、平成28年度上期に終わり、その後建築工事、平成29年度末、やはり南部より少し、1年ほどおくれることとなりますが、できるだけ早くできるようにということで進めていかせていただきたいと思います。

次に、私どもがつくりました予算常任委員会資料でございます。

お手元にありますでしょうか。

済みません。消防本部の予算常任委員会資料をお開きいただけますでしょうか。

よろしいでしょうか。

済みません。ここではちょっと先ほどの参考資料よりも少し施設の概要について詳しく記載をさせていただいております。

建築面積は延べ約1500㎡でございます。東西に大体三十五、六m、奥行きが二十五、六m、そういうような規模でつくらせていただきたいと思います。

北面、南面と二つに分類させていただきますと、北面には消防分署、南面には拠点防災倉庫機能と、そういう形で作らせていただいて、1階部分には消防車庫、消防事務所、会議室、それから、拠点防災倉庫、2階には仮眠室、消防隊員の仮眠室でございます、食堂、浴室、更衣室、それから、拠点防災倉庫の2階部分、屋上にヘリポートと、それをつなぐエレベーター塔屋という形で作らせていただきたいということで、1階、2階の平面図をつけさせていただきます。

今後のスケジュールでございますが、先ほども申し上げましたが、この後、建築設計をさせていただきますと大体需用費等が出てまいりますので、来年の8月定例会議会にはまた債務負担行為も含めた補正予算をお願いして、少しでも早く事業に着手をさせていただきたいと、そのように考えております。

一番下は、まだまだイメージ図の段階でございますが、完成のイメージ図を掲載させていただきます。

それから、次、資料の説明でございますが、11月補正予算参考資料の追加分というのが議会の初日に皆様にお配りをしておると思いますが、これの11ページをお開きいただけますでしょうか。

○ 竹野兼主委員長

皆さん、ありますか。

○ 坂倉副消防長兼総務課長

11ページでございます。よろしいですか。済みません。

これは、11月20日の議案聴取会で森 康哲委員からご請求のありました、三重県の広域防災拠点の整備スケジュールとか概要についての資料でございます。

まず、一番上につきましては、北勢拠点の役割を3点、ここは当然大きな災害が起こったときの全国からの受け入れ、それから集配、それから各拠点への輸送調整、それから応援部隊、これは消防には限りませんが、主に消防ということもなるんですけど、その受け入れとか情報提供、活動調整や活動の支援、それと、ヘリポートもございますが、北勢地域における傷病者等の医療搬送の支援、そういうような役割を担うということでございます。ここに消防分署をつくることで、より強化ができるということでございますが、三重県の整備スケジュールを少し載せさせていただきます。造成工事、それから土

木構造物工事、それから、ここには県としては建築物としての備蓄倉庫を、1500㎡ぐらいの備蓄倉庫を一つ建てるということ。それから無線設備工事、それから舗装工事、資機材整備というような区分で三重県としては整備を行うということ。これも平成29年度末で完成という予定で、一番上の欄でございますけれども、今回、この造成工事、東側エリア、分署整備場所でございます、ここに私ども消防分署をつくるということで、来年の6月には、平成28年の6月には三重県の造成工事、この東側エリアが完了する予定でございますので、この完了に合わせてスムーズに引き継いで、四日市市が引き続き工事を行うというような予定でございます。

下は工事等の概要ですけど、造成工事それぞれの項目につきまして、少し簡単ではございますけど、概要を記載させていただきました。

資料の説明については以上でございますが、前回この予算常任委員会総務分科会で県と市が事業を進めていく中で、十分に三重県と協議をして、工事をうまく効率的にやれというようなご意見をいただきまして、まだ全て確定はしておりませんが、今まで県といろいろ協議をしてまいりましたので、少しお時間をいただいて、その内容について報告をさせていただきたいと思っております。

まず、造成工事、四日市市につきましては、これは河川排水課が担当していただくということで、四日市市としては、消防本部、それから河川排水課、三重県は災害対策課、防災対策部の災害対策課でございます、それから、造成設計業者も含めて協議を重ねております。週に1回とか、断続的にいろんな面で協議を重ねておる内容でございます、まだまだ設計の段階で確定はしておりませんが、まず造成工事につきまして、初め県が約10mほど掘って、私どもが約6m、今ちょっと設計すると、6mから8mぐらい掘っていかうということなんですけれども、その工事をやる中で、三重県がせっかく掘るので、その後引き続き全部三重県が掘れないかというようなことをちょっと調整をさせていただいたんですけれども、前回も申し上げましたけれども、やはり既に業者が決まって、契約が決まっているということでしたので、三重県が四日市市の分を全部とるということは、これはちょっと契約上無理ということでもございました。

ただ、私どもの設計の中で、実は三重県の描いている道路の形状とか、それから周りの擁壁の形状なんかが変わってまいります。そこについては、当然三重県は変更工事という形にして、四日市市の造成部分とうまく連携をとれるように、少しでも四日市市が掘るべき砂を三重県分としてとれるような形で今調整をしております。ここは、何しろ二度手間

をしないように、一旦県の形で完成させてから、また市が余分にとるとか戻すとかということがないようなことで十分調整をさせていただいておるということでございます。

それから、工事の部分ですけれども、これは、具体的には一番わかりやすいのは、今もう既に工事が始まっております。周辺を仮囲いで三重県がつけるわけですけど、当然四日市市も工事をすれば仮囲いをつけるわけですが、これ、三重県がつけたものは全て四日市市がそのまま、これ、お金の問題を言いますと、三重県が買い取っていただいて、それをそのまま三重県の費用負担で四日市市が仮囲いなんかも使わせていただくと。ですから、そもそも三重県が初めから工事として予定していたような仮設の事業とか工事なんかについては、三重県さんの費用で少しお願いをして工事をさせていただくということで今調整をさせていただいています。

それから、土をとるのも、山を二つですけど、とりますので、その残土の処理についてもいろいろと問題が出てくるわけでございます。一部、固結シルトと申し上げまして、少し粘土層で土の悪いのがあります。土のいいのは割かしいろんなところで使えるんですけども、土の悪いものもあります。これは当然県も一緒に、市も同じなんですけれども、この処分については、今現在三重県さんがやっておる木曾岬の干拓地への搬入というのを予定をしておるわけですけども、三重県がそこへ搬入をするということになれば、引き続きそこへまた四日市市のとった分も入れさせていただくとか、そういうようなことで、今、搬入先、それから、いい土はいわゆる公共事業なんかでうまく使えるように調整をしておるところでございます。

それから、工事の区分です。今、実は東側エリアは、県が一旦土を取って、市がまた土を取るんですけども、その後、やはり消防分署を建てるという工事になりますと、この工事区分については、今ちょっと県と市と協議しておるんですけども、やはりどちらかというとならば機能的には消防分署の機能がメインになってまいりますので、真ん中の道路から東側は全て四日市市が工事主体となってさせていただいて、その中で、資料をちょっと見ていただくと、ヘリポートエリア等の舗装工事とかあるんですけども、そもそも県が当初からやる工事については県が費用負担をしていただくと。簡単にいいますと、東側エリア、舗装工事、それから水路、側溝、擁壁、耐震性貯水槽の整備なんかもあるんですけども、このような費用は全て県の費用負担でやっていただいて、事業発注は市がやるんですけど、費用負担は県の費用負担で、四日市市としては新分署の建設費、それから、南側に一つだけ出動の道をつけるんですけども、それにかかる少しの経費、そういうのは、

当然市が負担をするということで、これも細かいところはこれから設計が出てまいりますけれども、大筋ではそういうようなことで県と今調整をしておるといような内容でございます。

それから、もう少し以前に道路のご指摘もいただきまして、実は工事をする中で、渋滞の問題等々もございまして、私どもがいろいろとお願いをできる範囲は、やっぱり工事範囲の中ではかなりお願いをしてまいりました。県道でございますので、県の四日市建設事務所、それから四日市北警察ともいろいろ協議をさせていただいております。

まず、東名阪の四日市東インターから出てくる交差点の改良でございますけど、今2車線が出てくるのを、できるだけ、ちょっと詰まって、出にくいということがあるので、あそこを何とか3車線化できないかということで今協議をしております、右折レーン、左折レーンをうまくつくって、3車線で少しそこの交通渋滞、まずは出の交通渋滞を緩和できないかという話と、それから、広域防災拠点に面する北側の県道64号上海老茂福線でございます、ここはもう2車線になっているんですけど、この工事にあわせて、何とかあそこを4車線に拡幅できないかというようなことで、今、県の四日市建設事務所とそれから四日市北警察と協議を行っているという状況でございます。

まだまだいずれにしても設計の段階で確定には至っておりませんが、いろいろとご指摘をいただいた中で、今調整をしておる中間報告という形でございます。

私からの説明は以上でございます。

○ 竹野兼主委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご質疑がございましたら、発言願います。

○ 森 康哲委員

資料ありがとうございました。

県との連携はうまくとれそうだということなので、少し安心しておりますけれども、なるべく市の負担がかからないような形で、手戻りがない形で進めていただきたいと思います。

先ほど説明の中にあつた残土のことですけれども、山を切り崩して何m³出るのかちょっとわからないんですが、例えば羽津古新田に、田んぼのまま休耕田で市街化区域のところ

に4ha市が所有している土地があるんですね。そういうところへ持って行って、いい土ならそこへ田んぼを埋める形でやるのも一つの案かなと思うんですけども、木曾岬に持って行くよりはね。四日市市内で処理できて、また有効活用ができるというのもありの話かなと思うので、一度検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○ 坂倉副消防長兼総務課長

ありがとうございます。残土の処理というのは、私どももいろいろと大きなテーマでございます。

ただ、木曾岬に持っていくのは、どちらかという土質の悪い固結シルトに少し砂を混ぜてということでございます。

ただ、一方、土質のいい砂も実は地質調査でも出てきておりますので、そののところにつきましては、森委員ご提案のところについても一度検討させていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

○ 森 康哲委員

お願いしたいと思います。

それと、南部消防分署は、建築費は、北部と比べると、どれぐらいなんですかね。

○ 坂倉副消防長兼総務課長

本当にまだ設計で概算で申しわけございません。今、造成費、それから建築費を含めて、おおむねでございます、5億8000万円程度というふうに見ておるわけなんです。ただ、先ほど申し上げたように、県の部分を、私どもが事業として、今のところ3000万円から4000万円ぐらい県さんの事業というふうに考えておりますので、最終的には、これも本当に概算ですけど、6億円を少し超えていくのかなと、そのように思っております。

以上です。

○ 森 康哲委員

南部消防分署はどれぐらい。その費用は。

○ 坂倉副消防長兼総務課長

造成と用地の取得とか全部あって、これは当初予算のレベルで申しわけないんですけども、一応合わせると約5億1000万円程度というふうな形でございます。

○ 森 康哲委員

そうすると、約1億円ぐらいは北部のが高くつくということだと思っておりますけれども、前もお話ししたように、北部の場合は、北消防署の補完機能もあわせ持つというのがあったと思っております。現在立地しているところが、冠水するおそれが非常に高い立地であると。地元の富田地区からも懸念されていると。先日、消防分団の羽津分団、富田分団、富洲原分団の3分団の合同訓練があった際にも、北消防署で訓練をしたんですが、やはりそのことも話に出ておりました。やはりここよりは新しい北部消防分署のほうへ機能を移転して、今ある北消防署を分署にしたらどうだと。地元の富田分団の方々もそういうふうな思いを持っている。そういうこともありますので、なるべく補完機能として使えるようにあらかじめ整備をするべきだと思っておりますよ。

今この設計図を見ると、少しまだ充足していないのかなと。まだまだもう少し大きくてもいいのかなという思いもありますので。もし補完機能ということであれば、ここが拠点になるように作りかえる。今ならまだ間に合うと思っておりますよ。そういう意味で、今概算の費用をお聞きしたんですが、その辺、考え方は持っていないんですか。

○ 坂倉副消防長兼総務課長

委員からは、以前からやはり沿岸部の消防署のバックアップ機能を持たせろということでございます。

面積的に申し上げますと、やはり南部よりも、消防署機能も含めてこちらのほうがかなり広がっておるということです。実は、大きき的には、私ども、これが大体限界かなと思っております。ただ、今委員が言われたように、いわゆる北消防署の車が引き上げてきたとき、ここへ来たときに、人も来るので、そこで、どれだけここで収容できるかというようなことでございます。そのところは今後の実施設計でも十分考えていきたいと思っております。

一つは、例えば仮眠室、前もお話ししましたけど、ここを5人が仮眠をするという形でございますけど、もし引き上げてきたときには、その仮眠室が足りないじゃないかというような課題があります。仮眠室のベッドを例えばダブルベッド〔訂正…2段ベッド〕に

するとか、それから、倉庫をちょっと、倉庫部分が少しあるんですけど、その部分を仮眠室として応急的に使えるようにとか、ちょっと機能的にいろいろと検討をしていきたいと思えます。

それと、もう一つは、車庫部分につきましても、いわゆる北側の拠点防災倉庫部分、ちょっと大きな絵を描かせていただいておりますし、その横に駐車場みたいな斜線もございしますが、ここも実は屋内型の車庫として活用できるというような内容でございます。そういった面で、できる限り北消防署のバックアップ機能も果たせるような機能を備えていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○ 森 康哲委員

これ、2階建てですよ。3階建てにはならない。

○ 坂倉副消防長兼総務課長

申しわけございません。ならないというか、当然いろんな面でできないことはないんですけども、私どもの機能的な消防署の構造として、高さも含めて2階、垂直行動は2階までの中でやっていきたいと思えます。

ただ、ヘリポートの位置がちょっとございまして、その位置が、床の感覚からいくと4階ぐらいということにはなっておるという状況でございますので、私どもは、2階で実はかなり横に広いというような設計と建築をしてまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いします。

○ 山本消防長

森委員からは、8月定例会議会でも一般質問で、バックアップ機能をとすることはいただいております。

先ほど副消防長から申し上げましたように、確かに南部に比べて、四日市市としての拠点防災倉庫も併設しております、敷地的にも広うございまして、これから実施設計の中でいろいろ詰めてまいりたいと思えます。

それから、今言われた3階というのは、やはり、これ、県と調整してきて、もともと消防署が来る前にここにヘリポートを置くという県の構想がございました。すると、当然

高さ、ダウンウォッシュの関係から3階というのは、非常に今からの協議は困難であると認識しております。どうぞよろしく願いいたします。

○ 森 康哲委員

そういう県との調整も要するというので、3階は難しいということで理解しますが、ただ、やはりバックアップ機能としては少し見劣りするのかなと感じておりますので、その辺、もう一度検討していただいて、たとえ仮眠室一つにしても、女性、男性分けていろいろトイレや浴室や整備しなきゃならない部分というのが出てくると思いますので、その辺もしっかり担保していただいた整備にさせていただきたいなと思いますので、強く要望させていただきたいと思います。

以上です。

○ 藤田真信委員

森委員の質問にちょっと関連なんですけど、消防車庫、どうなんですかね、広いのか狭いのかというのはこの図面からは余り見えないんですけども、何台ぐらいの消防車両を配備していくというか、そういう具体的な数というのはあるんですかね。

○ 坂倉副消防長兼総務課長

分署機能として、新たに配置させていただくのは、救急車1台、消防車1台でございます。ただ、やはりここは広域防災拠点ということもございまして、予備の車両、それから大型車両なんかもここに入れさせていただきたいと思うんです。今、図面に書いてありますけれども、大きな消防車は5台とめれるというような状況でございますし、先ほどお話ししました駐車場部分なんかも含めると、もうあと2台ぐらいはとめれるのかなと思っています。ですから、実際に稼働する車両は消防車1台、救急車1台でございますけど、加えて大型車両も3台から4台とめれる構造でつくっていきたいというふうに考えております。

○ 藤田真信委員

森委員もおっしゃいましたけれども、やっぱり補完機能という部分での想定をしっかりとっていただいた上で、車両の確保をお願いしたいと思います。

あと、3階はだめということなんですけれども、じゃ、逆に地下はだめなんですか。

○ 坂倉副消防長兼総務課長

私どもが今までの協議の中で、いわゆる技術的には掘ればということなんですけれども、やはりヘリポートの強度とか建物の強度を含めて、少しここで地下とか3階とかというようなところについては、今のところできないのではないかと、そのように考えています。

以上でございます。

○ 竹野兼主委員長

よろしいですか。

他にご質疑。

○ 早川新平委員

消防分署というのは、8分消防5分救急で、今の現状では行けないからというのが一番最初にあったはずなんやわね。県の広域防災拠点と一緒にやると。先ほど冒頭で説明してもらってあったけれども、災害のときに県と市とという小さな工事費の関係で分割でって、そんなことで一々もめておったら協力なんか絶対できひんので、いろいろと努力はしてもらっているのでもいいんやけど、警察署は平成29年度中の移転ということで、これを見ると、北部消防分署は、平成29年度、平成30年3月には建設工事完成の予定なんやけど、同時移転というのは難しいの、日程的に。同じぐらいの平成29年度中というのは、北警察署はもうはっきり打ち出しておるわけや。ご存じやと思うけれども。これと同時に、平成29年度中で移転というのがもう決まっておるわけ。

○ 坂倉副消防長兼総務課長

実はここは新設でございまして、北消防署はそのまま残しておきます。済みません。実はこれも平成29年度中に、北警察署と大体同じスケジュールで、平成29年度のいつというのが私どももちょっと存じ上げていないんですけれども、北部消防分署は平成29年度中、いわゆる平成30年3月には完成ということで、スケジュールはうまく合わせてやっていきたいと思っています。

以上です。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

新設やのに、移転と言ってごめんね、言葉を変えて。

先ほど救急車1台と消防車1台という、スペースは余裕があるということを説明受けたんですけども、救急車は1台新規でふやすということ。四日市は今10台、全部で。今度は11台という形で。軽救急車はないんやろうな。

○ 坂倉副消防長兼総務課長

ここは1台ふやすという、確実に1台はふやすということです。

南部につきましては、ちょっと今検討中のごさいまして、ちょっと南消防署に2台置いてあるのを、1台南部に持って行って、南消防署の2台はそのまま残したまま、1台は予備車という形で行きたいと思います。ですから、最終形は、現在10台の救急車と、それから2台の予備車なんですけれども、これを、両分署をつくったときには、11台の救急車と3台の予備車で、トータル今12台なんですけど、予備車を含めて14台で運用していきたいと、そのように思っています。

○ 竹野兼主委員長

報道機関の方が傍聴に入られましたことをご報告させていただきます。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

やはり市北部の8分消防5分救急というのが非常におくれているというところで、これが一番喫緊の頑張ってもらったスケジュールだと思うので、できるだけよろしく願いたします。

以上です。

○ 竹野兼主委員長

県のほうともめておるといふのじゃなくて、協力をしてもらっておるといふ意味は、よろしいですね。早川委員、先ほどの言葉の中にはそういう話があったもので、そういうわけじゃない。

○ 早川新平委員

そういう意味じゃなしに、ちょっと表現がまずかったので申しわけないんだけど、委員長に指摘されて。

造成で、本来であれば、これ、一括で造成なんていうのはできるわけやから、その負担割合だけ決めておけば、ここからは県の予算でここからは市やという、そういう小さなところで、ちょっと言葉が足らんかったんだけど、造成なんていうのは1本でやれば済むことで、後は金の負担割合だけで済むことやろうという意味でお話させていただきました。申しわけない。

○ 山本消防長

私からも補足させていただきます。

今、いろいろ県の窓口も、先ほどお話ししたように、県の災害対策課、あるいは四日市建設事務所、いろいろな窓口があるんですけども、今のところ順調に進んでおります。また、いろいろと進めてまいりたいと思っております。

○ 谷口周司委員

済みません、ちょっと確認で教えていただきたいんですけど、今も工事、県のほうで始まっていると思うんですけど、工事車両をこれから1年、2年かけて結構通ると思うんですけど、あそこから西に行くと、やっぱり団地があつたり車線も渋滞も出てくるんですけど、工事車両は基本的には東方向に進んで行ったりするのか、工事車両がこれから西へ向いていく可能性もあるのか、ちょっとその辺、わかる範囲でいいんですけど、教えていただければ。

○ 坂倉副消防長兼総務課長

工事の関係に関しましては、私どもと、それから三重県と一緒に八郷地区を含めてご説明には伺っておりますけれども、実は土を運ぶ中で、先ほど谷口委員からもありましたけれども、東のみじゃなくて、西へ運ぶということもございます。当然皆様の生活に影響が出るということでございますので、その中で、走行する時間帯とか、いわゆる通勤ラッシュ時は避けるとか、そういうようなことで工事を進めていきたいというふうに考えており

ます。

○ 谷口周司委員

ありがとうございます。ぜひともその辺は配慮いただきたいと思いますので、お願いします。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

○ 荒木美幸副委員長

済みません、1点だけお願いします。

先ほど森委員が触れられた関連になりますが、この2階の平面図の中で、仮眠室、更衣室というふうにスペースを確保していただいておりますが、当然女性使用のことも含めて、仮眠室であったり更衣室、もちろん当然トイレというところの整備はしていかれるのでしょうか。

○ 坂倉副消防長兼総務課長

浴室、更衣室、それからトイレ含めて女性用でございます。ただ、仮眠室に関しては、1部屋だけ女性用とかということについては今後検討させていただきたいと思っておりますし、先ほどのご指摘もいただいた中で、今後実施設計の中で、仮眠室については検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○ 荒木美幸副委員長

よろしく願いいたします。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございませんか。

○ 樋口博己委員

県との協議の話は、中間報告ということだったので、最終的にはほぼ確定というか、どこかのタイミングでまた書面でこういうふうに整理させていただいたということで報告をいただきたいなと思います。

あと、それと、ベッドの話で、ダブルベッドという話がありましたけど、ツインですよ。

○ 坂倉副消防長兼総務課長

申しわけございません。訂正いたします。2段ベッドでございます。申しわけございません。

実は、仮眠室、1人しかほとんど寝ないんですけれども、2段ベッドにしておくと、例えば荷物の置き場とか、いろんな面で活用がございまして。消防職員、常時5名しかいませんけど、非常招集をかければその3倍にもなったりしますので、2段ベッドを入れさせていただくと、そのときに上にも寝れるというようなことで、申しわけございません、2段ベッドでございます。訂正しておわび申し上げます。

○ 樋口博己委員

わかりました。

あと、消防分署になっておるんですけど、救急車とか消防車両の配置以外で、消防分署と本署というか、格付けが違うのは、どういう規格の違いで消防分署という扱いになるんですか。

○ 坂倉副消防長兼総務課長

明確なルールというところについては、今四日市の場合は、消防署、それから消防分署、それから出張所と、こういうふうに区分をさせてもらっています。これは簡単に言いますと、その部隊の規模でございます。ただ、消防署と消防分署の関係につきましては、やはり消防署には特殊車両も、はしご車とか救助工作車とか化学車とかを置かせていただいております、消防分署には消防車、救急車というような形でございますけれども、中央分署につきましては、ことしドラゴンハイパー・コマンドユニットというような特殊車両も入れさせていただきました。そういった面で、配置人員の規模で区分をさせていただくと。

ただ、出張所につきましては、どちらかという救急をメインに、消防車も置いてありますけど、救急をメインに配置をしておると、そういう状況でございます。

○ 樋口博己委員

今言われた、これは北部消防分署ですけど、中央分署が分署というイメージがちょっとそぐわないのかなという思いで、この北部消防分署の話、森委員の北消防署の代替とかそういう話が出てくると、中央分署はまさしく一つの中央署という位置づけでもいいのかなと思ったので、ちょっとその辺の考え方、今後北勢エリアの消防指令センターもあそこに来ると、いよいよ中核を担う消防署になるのかなと思うんですが、その辺の今の捉え方を教えてください。

○ 山本消防長

四日市の消防署、消防分署の違いは今申し上げたとおりです。

ただ、ドラゴンハイパー・コマンドユニットにつきましては、ちょっとイレギュラーなところがございまして、やはり沿岸部の中消防署、北消防署、南消防署、非常に特殊車両がふえてまいりました。その関係もあって中央分署に置かせていただいたというところですね。

いずれにしても、特殊な化学車、あるいはコンビナート対応のいわゆる大型の高所放水車、こういったものは全て沿岸部にあります。それから、レスキューの部隊も沿岸部に今おります。ただ、消防分署となるとそこまでは整備できない。

あと、予防関係につきましても、中消防署、北消防署、南消防署、こちらについては、土日休みですけれども、常時、昼間、予防対応の専従の職員を配備しております。このあたりが消防分署になりますと、どうしても兼務、兼務という形で、専従化が難しい。やはりそのような規模を一つのめどとしておりますので、今委員が言われたことは、今後、将来の検討課題かなと思っております。

○ 樋口博己委員

わかりました。今の整理は理解しました。

北部消防分署の話でいろいろ委員の皆さんから意見が出ていますので、代替といった話も、それも含めて市の消防のあり方でまた検討いただきたいと思います。

○ 竹野兼主委員長

樋口委員のほうからもお話ししていただいたように、事業が進んでいくというか、連携が進んだ場合には、また文書でこの総務常任委員会のほうに提出いただくことはよろしいですね。確認させていただきますが。

○ 山本消防長

適宜、県のほうとの調整が終わりましたら、またご報告をさせていただきたいと思えます。

○ 竹野兼主委員長

じゃ、よろしくお願ひいたします。

他にご質疑ございますか。

○ 森 康哲委員

消防職員さんの人数なんですけれども、条例上げていただいて、41名ふえた形になっていると思うんですが、採用の状況をちょっと教えていただきたいんですけれども。

○ 坂倉副消防長兼総務課長

この4月から条例定数320人から361人とさせていただきました。

今年度でございますが、前期と後期、前期が定数が12名の募集人員、後期が13名、合計、本年度25名の募集人員で募集をさせていただいたところでございます。今、確約書とかの手続というふうなところになっておりますけれども、25名の方に合格通知を出させていただきました。

来年度は、予定といたしましては16名程度でございます。ただ、これは、今年度25名全てこちらのほうに来るかというふうなところでまた変わってまいりますし、あと、勸奨退職等の状況によっても少し変わってくるのかなとは思っておりますけど、当初予定といたしますと、平成27年度採用試験で25名、平成28年度採用試験で16名、その予定でございます。

○ 森 康哲委員

そうすると、今年度と来年度でふえた分を充足していくということなんですけれども、昨日消防学校へ行ったら、満タン状態、三重県中の新人職員が集まって研修を受けておるといんですけれども、この人数が来年度入ってくると、ほかの市町との関係というか、そういうところは調整はされているんでしょうかね。

○ 坂倉副消防長兼総務課長

実は、今年度の消防学校106名、初任科生106名、これは12月3日に卒業してまいりまして、12月8日付で各所属にフレッシュな消防署員を配属させていただきました。実は来年度も100名を超えるということです。

ただ、消防学校の場合は、3年、4年の計画の中で人数を見て、他の課程の組み合わせによって対応するというごさいまして、来年度、私ども、25名の入校を予定しております。来年度も100名を超えるというごさいますが、特に消防学校として、施設的に支障があるということはないというふう聞いております。

以上です。

○ 森 康哲委員

安心しました。25名採用して、漏れなく消防学校で新人研修が受けることができるということが確認とれました。ありがとうございました。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございませんか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

質疑もないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論がございましたら、発言願います。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

討論もないようですので、これより分科会としての採決に移りたいと思います。

議案第40号平成27年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）につきましては、認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第40号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

○ 竹野兼主委員長

改めて全体会へ送るといってもないということで確認させていただいてよろしいですね。

（異議なし）

○ 竹野兼主委員長

じゃ、よろしくをお願いします。

それでは、1時間経過しましたので、11時20分まで休憩をしたいと思います。

理事者の入れかえをよろしくをお願いします。

じゃ、11時20分再開ということで、またお集まりいただきますようお願いいたします。

11：07 休憩

11：19 再開

○ 竹野兼主委員長

時間前ですが、再開をさせていただきます。

それでは、危機管理室、予算常任委員会総務分科会を再開いたします。

議案第40号平成27年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）についてであります。危機管理監からご挨拶をお願いいたします。

議案第40号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第6号）

第3条 債務負担行為の補正（関係部分）

○ 山下危機管理監

よろしくお願いをいたします。

ことしも残すところあと20日余りとなりましたけれども、ことしは非常に地震や火山の噴火、台風による河川の氾濫とか、それと、フランスではテロということで、国の内外において非常に甚大な被害が出た年であったというふうに思っておりますが、来年はさらに伊勢志摩サミットも開かれますし、自然災害についてはもとより、テロに対する対策についても、危機管理監として気を引き締めてやっていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

さて、本日は、災害時の緊急情報、いわゆる防災メールでございますが、そのシステム保守管理業務委託と、それと防災行政無線、今年度で完了しておりますけれども、その保守管理業務委託に対しての債務負担行為ということでご審議をいただきまして、議決を賜りたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

詳しくは室長のほうから説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○ 竹野兼主委員長

それでは、説明を求めます。

○ 増田危機管理室長

資料については、補正予算書のほうの12ページ、その説明については、予算常任委員会資料の一般会計補正予算（第6号）、危機管理監のほうをちょっとごらんいただけますでしょうか。

○ 竹野兼主委員長

よろしいですか。

じゃ、お願いいたします。

○ 増田危機管理室長

予算常任委員会の資料のほう、1ページ目のほうをごらんください。

補正予算については、平成28年4月1日から保守点検が発生するものについて、平成27年度中に契約を完了することが必要であることから、平成27年度からの債務負担行為の補正としてご審議をお願いするものでございます。

まず、災害時の緊急情報配信及び安否参集確認システムの保守管理業務委託でございます。いわゆる防災メールと職員の非常参集メールになっています。このシステムに必要な機器、施設の提供、それと運用というようなことを行うための保守管理でございます。

補正予算額については、限度額234万4000円で、期間は平成27年度から平成30年度までの4年間という形になります。これは、平成25年度から現在のメールシステムについては債務負担行為で契約をしております、この平成27年度末で終了するというに伴うものでございます。

次に、2ページ目のほうをごらんください。

四日市市防災行政無線固定系の保守業務委託でございます。

これは、平成26年度、平成27年度で整備をいたしました操作卓、それとモーターサイレン、屋外拡声子局の保守と。障害箇所の特定期間とか調査などの障害対応も含めて行っていただきます。

補正予算額は、限度額が976万円で、期間については平成27年度から平成28年度までの2年間という形になります。

私からの説明は以上でございます。

○ 竹野兼主委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

○ 中村久雄委員

説明いただきました。

ちょっとわからなかったのが、この1ページの債務負担行為の期間ですけど、今現在契約しておるのが平成27年度末とおっしゃいましたよね。これが平成27年度から平成30年度って、ダブっておる期間があるんですけど、これはどういうことなんですか。

○ 増田危機管理室長

これについては、平成28年4月1日から事業自体は始まるわけなんですけれども、4月1日から始まりますので、平成27年度中に契約を行っておく必要があるということで、平成27年度に補正をお願いをさせていただいて、平成28年度から実際には業務は始まるという形になるものでございます。

○ 中村久雄委員

それはわかるんですけど、運用保守点検の契約としたら、平成28年4月1日から平成30年度末、平成31年3月末までという……。

○ 森 康哲委員

債務負担行為。

○ 中村久雄委員

債務負担行為やな。それで平成27年度からという期間になるわけね。わかりました。

あと、もう一件いいですか。

○ 竹野兼主委員長

どうぞ。

○ 中村久雄委員

防災行政無線なんですけど、1回テストをやってもろうたんやね。これがなかなか聞こえなかったという声が結構あるんですけど、その辺ちょっと説明いただけたらなと。

○ 増田危機管理室長

11月25日に、国から全国一斉でということで、J—ALERTとこの防災行政無線の動作テストというのがございまして、それに四日市のほうも参加をさせていただいたという形で、今回鳴ったのは、その中のモーターサイレンの部分ではなくて、屋外拡声子局、言葉がしゃべれるほうのスピーカーになります。こちらのほうのテストをさせていただきまして、各地区にもお願いをして、どの範囲で聞こえたのか、聞こえていないのか、聞こえにくかったのかというのを調査をさせていただいておりまして、確かに一部聞こえにくかったというようなところも聞いておりますので、十分その辺は把握をして、その原因についても、なぜそういうふうなことになったのかというところも調査をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○ 中村久雄委員

そのときの音量というのが、マックスの状態で放送したというような説明を聞いたと聞いておるんですけど、受け手のほうも音量調整ってできるんですか。

○ 増田危機管理室長

これは、受け手のほうというか、スピーカーのほうのサイレンです。やっぱり常にマックスの状態になっています。これは音量調整をするものではないですので、マックスにこれはしてございます。

今回のやつでも、国からのほうもそういうふうな形で、最大音量で送られているというふうにも聞いておりますので、その辺、実際のところはどうだったのかというのをちょっと今調査をさせていただいているということでございます。

○ 中村久雄委員

せつかくたくさんつけて、皆さんに聞こえるようにという範囲でやったものですが、それでも天候状態によって、大雨やったり、昨今の二重サッシで聞こえる聞こえやんと多々発生すると思います。その辺、調査していただいて、メールとか、ほかの情報ツールと兼ね合わせて使わんことには、これはどだい無理な話と思うので、そういう調査を含めて、どういうふうなことで市民の皆様が災害に備えたらいいのかということ、また私

らも啓発していかなあかんのので、また教えてください。

以上です。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございませんか。

○ 森 康哲委員

この118カ所設置していただいている中で、やはり聞こえるところ聞こえないところも重要だと思うんですけども、住民が住んでいる密度がどうなのかというのも加味しないと、効果が薄いところもあろうかと思います。

沿岸部を中心にずっと円を描いて設置をしていったと思うので、その中に、例えば田んぼの部分がなくて住民が余り住んでいない地域があるのであれば、そこは移動していただいて、住民の密度が高いところ、もう少し効果が望めるところへ移動することも必要だと思うんですよ。そういうところも、聞こえる聞こえやんという結果を踏まえた上で配慮していただきたいなと思うんですけども、考え方をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○ 増田危機管理室長

森委員のほうからは以前からそのようなお話もしていただいております、私どものほうもそういうような形で今回そういうようなテストをして、各地区でどれくらい聞こえているかアンケートもとらせていただいているということで、それ以外にも、実際地区の防災訓練で、今度は逆にモーターサイレンを鳴らしていただいている事例も結構ふえているので、そういうような、実際にどこまで届いたかというのも十分調査をして把握した中で、今後の整備についてこれからまた検討させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○ 森 康哲委員

そうすると、移動もありというふうなお答えでよろしいでしょうか。

○ 増田危機管理室長

移動になるとか、増設をするのかということも含めて検討をさせていただきたいということでございます。

○ 森 康哲委員

今検討するのではなくて、やはりそういう指摘があった以上は真摯に受けとめていただいて、効果が望めないところに関しては移動しますというふうな考え方を持ってもらわないと、せっかく投資した意味がないので、また、避難訓練や住民に対して説明も私らもしていかないかん。あそこついておるけれども、全然人住んでいないやないかと言われて、答えが難しいのはいけないので、やはりその辺はちゃんと受けとめて、方向性を出していただきたいと思います。

危機管理監、どうでしょうか。

○ 山下危機管理監

これの設置については、当然地域との話し合いもしておりますし、今回地域の方にも調査についても協力をいただいておりますので、いずれにいたしましても、委員の意見もお聞きしまして、地域の中で、その委員のおっしゃる場所だけではなくて、全体の話もございますので、その辺も含めて、一度私のほうで整理をしたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○ 森 康哲委員

ぜひ前向きに、検討ではなくて、やはり対応をしていただきたいと思います。強く要望したいと思います。

○ 竹野兼主委員長

他に。

○ 早川新平委員

関連。

今の森委員の指摘というのは、前の吉川危機管理監のときからずっと言っていて、聞こ

えないところがあると。今回ホーンを長くしたら遠くまで聞こえる、短いやつとセットになっていますやん。

以前は、例えば富洲原地区の場合やったら、地区市民センターから四方八方へやる。多分よそも中心からこうやったときに、風向きで全く聞こえない、夏と冬では。その指摘が非常にあったわけや。それを委員会で指摘していて、できるのであれば、中心から四方八方へやるのではなしに、エリアの外からやればどっちの風でも聞こえるやないかということは、多分森委員もあのお見えになったと思って、言っているわけですよ。今度はホーンを長いやつをつけると遠くまで聞こえて、今の現状を見ていて、長いのと短いのと、近場と遠くまでということもあるんやけれども、あのおときに指摘していて、今回一斉でやったときにも聞こえないという指摘がある。そうしたら、やっぱり真摯にその声に、住民を守らないかんのやで、だから、増設とか移設とか、それはやっぱり緊急課題やと私は思っておるのやわな。もう4年ぐらい前にそういう話が出ておって、改善はしてもらった。だから、そのところで今回やっていて、住民から指摘があるのであれば、それに対策は早くやらんと、それこそ危機管理で一番、スピードというのは大事なところやから、四日市全域になると非常に難しいけれども、特に海岸部を中心になると、風が非常に強いところがあって、指摘をやっぱりして、また今回改善したはずが聞こえていないという現状のところ、それから、続けてよろしい。

○ 竹野兼主委員長

はい。どうぞ。

○ 早川新平委員

もう一点、僕はいつも思うんやけど、1 ページ目の災害時の緊急情報配信システム、安否参集確認システムって、インターネット等を利用してというんやけど、大規模災害になってインターネットの電源のほうはどうなんかなと思って。でかければでかいほど停電になる確率が高いので、こういう平時のときに、こういうシステムって、ダブルあるいはトリプルで安全対策をやってもらっておると思うんやけれども、平時のときやと、これ、電話がだめやったらこれいけますよというけれども、一番の電源の確保、例えば病院なんかはちゃんとあるけれども、ここのところで、配信機能、電源の確保はできておるかというところ、そのところはどうなのかというのを教えていただきたい。

以上。

○ 増田危機管理室長

2点ご質問いただきました。

まず、1点目、まず防災行政無線のほうでございますが、今回やらせていただいているのは屋外拡声子局ということで、モーターサイレンとあわせて計画自体はさせていただいております。また、情報伝達ツールというのは、防災行政無線だけではなくて、さまざま、このメールもありますし、そういうような、広報車とか、いろんな手段もございますので、そういうふうなもので補完をしながら、そういう部分については今後もやっていきたいと。なかなか100%というのは、なかなか難しいのではないかなというふうに考えております。

それと、メールのほうの非常電源の関係なんですけれども、防災で使うような機器については、危機管理室のほうについても当然非常電源を持っております。それぞれの機器で持ってありますし、その保守をしていただくメールのところも、当然メールのものとサーバーのバックアップ機能というのも持っていますし、非常電源のほうも持っておることでございます。

以上でございます。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

よくこれ、誤作動がありますやん、平時のときにでも。全国で問題になっておったり、二、三年前やったかな、和歌山で地震があったとか。だから、平時のときでさえもそういうところがあるので、そのためにこうやってきちっと修理というか補完をしてもらうというところがあるので、100%というのはないにしろ、先ほどの広報を車でやるとか、だけど、現実、大規模地震が来たら道路を走れないという部分があるので、そういうものに関して、100%無理なのはわかっているんですよ。ただ、ありとあらゆる、想定外という言葉はもう使わないで、やっぱり想定しておかなあかんので、使えるはずが使えなかったということがないような補完機能はきちっとやってもらっていただきたい。これは強い要望です。

○ 藤田真信委員

よろしく申し上げます。

森委員や早川委員の関連なんですけど、先ほど風向きによってはやっぱり聞こえない状況も出てくるというお話があったんですけども、同じように、風水害の場合に、鬼怒川の場合には雨の音で全く聞こえなかったというふうな状況がたくさん聞かれています。そういったところの、集中豪雨のときの状況もある程度ちょっと加味していただいて、検討いただければと思うんです。これは意見ということでお願いしたいんですけど。

○ 竹野兼主委員長

意見に対して、とりあえず。

○ 増田危機管理室長

少し、いろんなツールをぜひご活用いただきたいというふうにもお話をさせていただいたんですけども、やはり情報もそうなんですけれども、やっぱり市民の皆さんそれぞれが、例えば大雨が降ってくるとか、そういうような場合には、やっぱりそういうような、例えばメディアとか、そういう市のホームページとか、そういうものも含めて、自分から、みずからやはり情報をとっていただくというような努力を、ぜひこれをお願いしたい。私ども、当然それを伝える努力はさせていただくわけなんですけれども、ぜひその辺はお願いをさせていただきたいと思います。

○ 竹野兼主委員長

市民に対して、協力やね。

○ 谷口周司委員

済みません、ちょっと教えていただきたいんですけど、災害時緊急情報配信及び安否参集確認システムで登録型のメールがあると思いますが、これって、今どれぐらいの方、登録されているとかって把握されていますか。

○ 増田危機管理室長

この防災メールなんですけれども、いろんなカテゴリーにちょっと分かれておりまして、

先ほど言いました災害メール以外にも、防犯情報とか徘徊高齢者の情報も入っているわけなんですけれども、災害でいくと、約1万4000の方が登録をさせていただいているということです。

○ 谷口周司委員

ありがとうございます。

ぜひこれ、たくさんの方に登録していただかなきゃいけないと思いますし、また、今やもう中学生や高校生でも携帯電話を持っているので、その辺にもぜひ啓発をさせていただいて、登録をぜひ促していただきたいなと思います。

あと、職員の方の配備態勢に応じての参集メールとかもあろうと思うんですが、これというのは、何か訓練とかで一度でも利用されたり確認されているということはあるですか。

○ 増田危機管理室長

メールのほうなんですけれども、まず、市民の方、若い方にもということで、ことし家族防災手帳というのでも配布をさせていただきまして、その中にもぜひ登録をというような形でお知らせもさせてはいただいております。

それと、職員のほうについては、これについては全員が登録をしております、防災訓練のときとかに、実際に年2回ほど訓練も実施をさせていただいております。

○ 谷口周司委員

ありがとうございます。

いいものがあっても、活用されていないと余り意味がないかなと思いますので、ぜひちよっと多くの方に周知いただけるようお願いをいたします。

○ 早川新平委員

今、谷口委員が指摘した市職員の招集の件って、前たしか連絡がつかんとか、訓練をやったときにあったと思うんやけど、全員参集できへんかったとき、あったやろう。

例えば、さっき消防本部をやっている、そこの危機管理体制、非常招集をやったら、消防本部の方って絶対ぱっと来るんやけど、市職員のところ、やったけれども連絡つかんとか、そういうことがたしかあったと思うんやけど、現実はどう。全部解消された。全員

ぴちっと来れる。今のここの市職員に対しての安否確認とか参集確認とか。前そういう報告があって、それを覚えているのやけど。

○ 渡邊危機管理室主事

先ほどのお話の中で、要は登録した市職員全員がそういったメールテストをしたときに、回答できるのかどうか、あるいは回答されておるのかどうかというところですけども、もちろん全員が訓練したときに100%回答が返ってきたかという、そうではないという中で、ただし、何で届かんだかという部分で、例えばメールアドレスが違っておったり、誤入力しておったりとか、そういった部分も、届かなかった人というのがわかるので、こちらからその対象の人にお声をかけさせていただいて、例えばメールアドレスを訂正してくださいねとかってやったり、あとは迷惑メールの設定を変えてくださいであったりというようなご指摘というか、方法の説明はさせていただいておるところです。

○ 早川新平委員

そうすると、アドレスを例えば変更、変えてもらって、こちらの市職員に対しての安否確認メール、参集メールをこちらから送って、例えばすぐ1次体制、2次体制、課長とか係長ぐらいは皆さん来るんやけど、ほかのところというのは、100%に近いというよりも、100%でなければあかんと思うんやな、連絡が行くというのは。だから、そういうところは、努力をしてもらっておると思うんやけど、現実にメールアドレスが違うという初歩的なことがあったんやから、それは解消してもらわんことには絵に描いた餅になるので、こういうシステムがありますよって、それも想定外でしたって言いわけの理由にならんように、大変やけれども頑張ってもらいたいな。頑張ってくださいよ。

○ 竹野兼主委員長

エールということで。

○ 藤田真信委員

関連です。早川委員の安否確認も含めてなんですけど、配備態勢に応じて参集メールを配信してということで、結局参集していただくわけですよ、メールが届いた職員の方には。例えば、いつ起きるかわかりませんので、必ず100%というのは絶対あり得ないこと

だと思うんですね、逆に。じゃ、100%じゃなかった場合、90%の場合に、じゃ、どういう体制をとっていくのか、80%の場合はどういう体制をとっていくのか、逆にもっと低くて30%しか集まらなかった場合に、じゃ、やるべきこととして、優先順位をどういうふう
に体制をとっていくのかという、そういう研究というのはしていただいているのでしょうか。ちょっと、ごめんなさい、システム自体からはちょっと離れてしまっていますけど。

○ 増田危機管理室長

実際に全員参集とか、まだそれをしたことはないわけなんでございますけれども、実際に1次体制、2次体制とかという形で呼びかけをさせていただいているときに、この非常参集メールを使うかどうかというのは別なんですけど、させていただいているときには、職員のほうは参集はしてきていただいているという形で、当然報告を受けておりますので、何人来たかという報告も受けておりますので、そういうふうな形はしていただいています。

ただ、実際有的时候きに、職員の数30%であったり、集まらないときの対応というのは、当然状況にもよろうかと思えますけれども、そのときに応じて対応は、個々にまた、それぞれの担当課で確認をできるものならしてもらおうのか、ひょっとして全然連絡がつかなくて、向かっている途中かもわかりませんので、そのときの災害の状況に応じて職員の参集については考えていきたいと思えます。

○ 藤田真信委員

済みません、せっかくお答えいただいたのに、余りこういうことを言うとあれですけど、私が言っているのは、別に何回も参集をかけるというのは当然だと思うんです。そういうことじゃなくて、30%しか集まらなかった場合に、例えば違う部局の人でもここの部局に回すとか、ここは絶対大事だからということで、そういうふうな危機管理というのは考えていただいているんですかというお話なんですよ。

○ 山下危機管理監

委員おっしゃるとおりでございます、要するに、うちの防災計画、結構縦割りで部ごとに何をするかと決めておりますが、今、横にしていまして、まず来たときに何をせなあかんという横並びにさせて、それで、そのときの部が、例えばこの部はもうちょっと後の業務やという場合は、そこの職員をそっちへ回すというようなことは今つくっております。

それで、完成させれば、それでやっていきたいというふうに思っています。

○ 藤田真信委員

できたら、またその完成したものをを見せていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

○ 中村久雄委員

済みません、1点だけ確認を。

今回、11月25日に国からの防災行政無線のテスト配信があったということで、これ、次ってまた決まっている。定期的にやられるんでしょうかね。

○ 増田危機管理室長

全国一斉のこういうようなつなぎ込みのテストというと、年に2回ほどはございますので、そのときにどういう形で参加をさせていただくというのは、そのときに判断させていただきます。

○ 中村久雄委員

これは、案内ってありました、今回、11月25日。これは、私は気がつかなかったんやけど。

○ 増田危機管理室長

各委員さんにもちょっとメールボックスに通知を入れさせていただいたり、広報よっかいちとか地区だよりとかというような形で、住民の皆様にも周知をさせていただいております。

○ 中村久雄委員

わかりました。ありがとうございます。

○ 竹野兼主委員長

ご質疑はございますか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

ないようですので、これより討論に入りたいと思います。

討論がございましたら、発言願います。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

討論もないようですので、これより分科会としての採決に入りたいと思います。

議案第40号平成27年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）につきましては、可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第40号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 竹野兼主委員長

確認させていただきますが、全体会へ送ることはないということによろしいですね。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

では、ご苦労さまです。

(11:48～12:22 協議会)

12:22 休憩

13:20 再開

〔予算常任委員会分科会〕

○ 竹野兼主委員長

時間が参りましたので、休憩前に引き続きまして委員会を再開いたします。

それでは、総務部、予算常任委員会総務分科会、議案第40号平成27年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第1款議会費、第10款教育費（人件費補正分）、議案第43号平成27年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第1号）（人件費補正分）について説明をお願いしますが、まず、辻総務部長、ご挨拶をお願いいたします。

議案第40号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第6号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第1款 議会費～第10款 教育費（人件費補正分）

議案第43号 平成27年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第1号）

（人件費補正分）

○ 辻総務部長

総務部の辻でございます。一般質問に引き続き、総務常任委員会ということで、どうぞよろしく願いをいたします。

総務部関係では、今委員長おっしゃっていただきましたけれども、補正予算として、主に人件費の関係の補正予算のほうを議案でお願いしてございます。

また、一般議案のほうも引き続きご審議をお願いすることになると思うんですけれども、一般議案を2本、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法

律の関係、また、公務災害の関係を予定させていただいております。

また、1点、所管事務調査のほうをご無理をお願いしておりますので、あわせてどうぞよろしく願いいたします。

○ 竹野兼主委員長

それでは、説明を求めます。

○ 藤田人事課長

どうぞよろしく願いいたします。

議案第40号の一般会計歳出第1款議会費から第10款教育費までの人件費補正部分と、議案第43号介護保険特別会計の人件費補正部分についてご説明申し上げます。

人件費につきましては、各課に分かれている関係で、補正予算書につきましては30ページからになってございます。説明につきましては、11月補正予算参考資料に基づいて説明をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、参考資料2ページをまずお願いいたしたいと思っております。

今回の人件費補正の主な理由といたしまして、まず、第1点目でございますが、これは4月1日付で定期人事異動を行っておりますが、当初予算をご審議いただいた積算人数というものと、実際に配置した人数がずれが生じるといったところで、補正をお願いするものでございます。

具体的に申し上げますと、当初予算の積算人数と人事異動の結果を受けて、実際に配置した職員数の差であったり、人の入れかわりによりまして、職員間の給料額の差によるもので差が生じておるといったものでございます。正規職員及び再任用職員において、今年度4月に配置を予定しておりましたけれども、確保ができなかった欠員分でありますとか年度途中での退職による減額等ございまして、1億5200万円の減額となっております。

2点目でございますけれども、無給または給与減額される育児休業等の新規取得分による減額といったものでございまして、本年の4月以降新たに育児休業を取得した職員に係る給与等6600万円の減額をお願いするものでございます。

3点目でございますけれども、時間外勤務手当、その他職員手当等による増額といったものでございまして、合計7100万円を増額するものでございます。

戻っていただきまして、1ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、会計別、支出内容別の補正額内訳になっております。補正総額、一番下の段でございますけれども、一般会計で1億6300万円余の減額、特別会計で1600万円余の増額、合計1億4679万9000円の減額をお願いするものでございます。

なお、3ページでございますけれども、こちらにつきましては、一般職、特別職、嘱託等の支出科目別の給料、各職員手当、共済費をお示ししてございます。

説明は以上であります。審議のほうよろしくお願いしたいと思います。

○ 竹野兼主委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

ご質疑がある方はよろしくお願いいたします。

○ 早川新平委員

減額で1億数千万円、それは説明でよくわかるんだけど、逆に2ページの、この間も一般質問でいろいろ指摘されておった時間外勤務手当、これ、7100万円あって、これは毎年指摘されておるところなんやけど、これの解消法というのは、どういうふうに見えてみますか。

○ 藤田人事課長

時間外勤務の削減というところで、部長のほうから一般質問でもお答えさせていただいておりますけれども、まず、昨年度から大きな見直しをさせていただいております。まず、振りかえ基準を見直しておると。今まで防災訓練や花火大会や祭りや、職場の3分の2以上が出ておるものは、振りかえ基準からそういったものを削除して、災害であるとか選挙、そういったものに限定をして、土日出たもの、祝日出たものについては振りかえをするというものを徹底しておる、これが第1点。

それと、時間外勤務の時間数で、80時間以上する予定の者については、所属長、課長から部長に決裁権者を上げて、部内の状況も部長に把握していただくといったところを変更しました。そして、また、リアルタイムでこの職員が何時間しておるといったものが所属長がわかるようにして、そこでの指導をやっていくといったようなところで削減を図ろう

としております。

○ 早川新平委員

今のご説明いただいて、振りかえ云々という話があったんやけど、これ、以前はそういうことをやっていなかったんですか。

○ 藤田人事課長

前から振りかえは行っておるんですけども、振りかえの例外として、例えば、今申し上げました防災訓練であるとか、花火大会、祭り、それと職場の3分の2以上出てるものについては振りかえなくてもいいよといった基準を、それをもう削除いたしまして、あくまで災害での3次体制のもの、あるいは選挙以外は、基本振りかえをしていただくといった制度にしております。

○ 早川新平委員

残業で、見方によると、すごく仕事熱心やなという見方もできるのと同時に、これ、毎年指摘を多分されておるし、担当課、原課のほうでもこれの解決方法というのはいろいろ努力はされておると思うんですが、現実には、僕らも夜遅くまでおると、いつも9階なんかよく電気ついておるし。だから、そういったところで、毎年指摘をされておって、今課長のほうから説明をいただきましたけれども、職員の肉体的な、あるいは身体的な拘束時間の長さというのは非常に問題があると思うし、たらたらというと本当に一生懸命やっておる職員さんには失礼なんやけれども、そういったところで、デメリットの方が多く感じるような気がして、特にノー残業デーで、水曜日、皆さん一生懸命やってもらっておるし、そういったところで、特効薬がないというのか、それとも減額をしたところに職員の数が少なすぎてしわ寄せがいつておるかというところ、問題解決は当然されていると思うんやけれども、そういったところで、やっぱり解消してあげないと、下手すると過労死というところまで行くところがあるので、課を挙げて、特にそれは総務部のほうが全部所管しているの、頑張っていたきたいなとしか言いようがなく、現状を一番把握しているのはやっぱり総務部だと思います。そういった中で、職員が足らんのなら足らんで、減額で1億5000万円頑張ったねという評価と、何とかしたらんかいという二面性はどうしてもあるので、考えていただきたいというふうに、これは指摘というか、意見です。

○ 辻総務部長

本会議でもお答えさせていただきましたけれども、思いは全く同じでございまして、職員の健康管理、勤務能率面、決してよいことではございません。それで、今、職員の平均時間外が、月平均しますと、21時間強という状況です。

ただし、今早川委員おっしゃったように、平均すると1人は月21時間なんですが、非常にばらつきがございまして。先ほどおっしゃられた健康管理面でも、特に去年からことしにかけては、例えば90時間、100時間を超えるような職員も現に、昨年度の一般質問でもご指摘いただきましたけど、おります。その辺を特に注意をいたしまして、90時間、100時間を超えるような職員はもう半減以下にはしたんですけれども、にしても、やはりこれは、きちっと仕事の状況を、職員の状況を見きわめていかないといけないと思いますので、その辺、きちっと押さえていきたいと思います。

○ 早川新平委員

よろしく願いいたします。

去年やったつけ、市立四日市病院で、労働基準監督署のほうから、残業について、指摘を強くされたところもあるので、市長部局としても二の舞にならないように、今の部長の強い決断のもとで、来年はこういうことがないように、よろしく願いいたします。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

○ 樋口博己委員

済みません、補正予算参考資料の2ページのところの一般職給等で、下に書いてありますね、括弧書きの数値は再任用職員の差を外数であらわしていますという、このちょっと意味がわからんですけど、これはどういう意味なんですか。

○ 藤田人事課長

一般職給等の欄に括弧書きのものと括弧書きでないものがあるんですけど、括弧書きがついていないもの、これは正規職員の数をあらわしているものでございまして、括弧書き

はこの人数とは別途、再任用職員数の増減をあらわしているものでございます。

○ 樋口博己委員

例えば、土木費なんかは正規職員が5人マイナスで、再任用職員が7人マイナスだという意味ですか。

○ 藤田人事課長

当初予算で積算をお願いしたときに配置した人数に対して、正規職員が5人、再任用職員が7人欠員になっておるといったあらわし方でございます。

○ 竹野兼主委員長

12人分足りやんということですね。

○ 藤田人事課長

土木費は5人足す7人が足りないということです。

○ 樋口博己委員

衛生費も5人、土木費も、これ、いわゆる技師が多いのかなと思うんですけども、これは採用できなかったという、正規職員に関しては採用できなかったという、募集したけれども採用できなかったという意味ですか。

○ 藤田人事課長

土木費、正規職員につきましては、昨年度の採用が全員埋まらなかったというところもございまして、再任用職員につきましては、5年の再任用期間が済んだ後も臨時職員でお願いをしてお世話になっておるといったケースもございまして、5名並びに7名の減員となったようなものでございます。

○ 樋口博己委員

技師に関しても、これはかなり深刻ですね。衛生費は5人と2人で7人で、この衛生費も専門職とかそういう方が不足しているという意味ですか。

○ 藤田人事課長

衛生費の5人につきましては、事務職並びに労務職で、専門職ではございません。

○ 樋口博己委員

非常に技師の採用が大変だというようなことを前からお聞きをしておりますけれども、結果として、早川委員が指摘された時間外勤務手当にしわ寄せが来ているということになりますよね。どういう方策がいいのか、ちょっと今ぱっと思い浮かばないんですけれども、当然今年度に関しても採用を積極的にしていただいていると思いますけれども、解消に向けた採用についての新たな取り組みってあるんですか。

○ 藤田人事課長

土木職、建築職、そういった専門職の獲得に向けて、一昨年から市内の工業高校に訪問をしておるところでございますが、それに加えて、今後、今まで大学にはパンフレット等を送っておりますけれども、じかにお邪魔をして四日市市の案内をしていきたいと、そのように思っております。

○ 樋口博己委員

大学もそうですし、県南部のほうの高校生、卒業予定者の方にも積極的にアプローチいただきたいと思います。

あと、それとちょっと違う角度で、時間外勤務手当なんですけど、この前、鬼怒川が氾濫して、常総市ですかね、災害があつて、職員が時間外勤務が大変多かったというので、どうも議会で、一般質問か何かで指摘をされたようなんですけど、時間外勤務手当が1カ月で100万円になった職員がいるということらしいんです。いわゆる災害が起こったので、職員が体力続く限り仕事をしていただいたということだと思ふんです。結果的に、1カ月に100万円の残業手当が発生したという職員が何人かいたということらしいですよ。それで、災害時には、いわゆるボランティアの方は無償で一生懸命働いている中で、職員は仕事としてやっているの、それはそれで整合性は合っているんでしょうけれども、そういう、一方でボランティア、一方で仕事としてやっているところの、法的なところというよりは、精神的な気持ちの部分でどうなんだという指摘があつて、それで、今後、災害対

応時の時間外勤務に関して少し研究するというような答弁をされたようなんです。ちょっとそういったことに関しても、四日市で、どうすればいいというのかわかりませんが、ちょっと今後検討課題に上げていただきたいなと思うんですけれども、どうでしょう、その辺は。

○ 藤田人事課長

1カ月で三百数十時間というのは、たしか私も新聞で見たんですけれども、とてもあり得ない話だなと思います。職員の健康を守るためにも、交代で、例えば8時間勤務して、交代できればなんですけれども、交代をして、健康を害さないような災害時の対応というものを考えたいと思います。

○ 竹野兼主委員長

よろしいですか。

他に。

○ 樋口博己委員

今のところ、四日市はそういう事態には陥ってないと思いますけれども、今後そういう災害も発生すると思いますので、そういった観点からもしっかりと対応いただきたいと思います。

○ 早川新平委員

先ほど職員の募集をしておると。募集しておるのに来ないとか、能力が足らなくてか、金銭面でやめるとか、その原因って把握はされていますか。

例えば、募集して、来たんだけど、レベルに達していないから採用できなかったのか、例えば途中でやめられた方もいろいろみえるので、その原因、やめられた理由、あるいは満員で人員が確保できなかったという、そういう理由。人的なレベルの問題なのか、給与面か、そういうところを把握していないと、いつまでいっても問題解決にならへんの。把握はされています。

○ 藤田人事課長

一定程度のやっぱり成績に満たない方というのは、試験をさせていただきますので、そこで合格にはならなかったというのはございます。

それと、募集をして、合格まで至ったけど辞退をされる方もみえます。そういった方は、辞退の理由を書ける範囲でお願いして、どんな状況で辞退されたかというのは把握しております。

○ 早川新平委員

辞退はもともと、例えば大学でもどこでも入学試験で予備でとっとりますやん。だけど、ここでは多分できひんと思うんやけど、補欠1番とか、そういう形というのはとっていないわけですか。例えば、Aさんが合格ですと予定しておったんが、辞退されたら欠員になるので、そういったところの対処というのはされているんですか。

○ 藤田人事課長

ここ数年でございますけれども、前期試験を行い、さらに9月の統一の試験、それでもこちらの募集人員に達していない場合については、追加募集を行って、何とか人員把握をしていきたいと、そのような体制で、年間3回、多くのところで試験をやって、募集をしておるところでございます。

○ 早川新平委員

その追加募集はよくわかるんですけれども、例えば3回やるとしたら、1回目でこの人やと、この人が辞退されて、その時点で次点とかそういうのは決めているの、決めていないんですか。

○ 竹野兼主委員長

要するに、さっき言われた試験で、点数の部分のところやと思うんやけど、点数が足りていなかったらという意味合いでしょう。

○ 早川新平委員

足りているという前提で。

○ 竹野兼主委員長

足りている人は通っていくし、今言われているのは、補欠というのは、点数が足りやん人の話なんですか。

○ 早川新平委員

違う、違う。私はそういう意味でなくて。

○ 竹野兼主委員長

多分、今早川委員が言われる補欠という意味合いのところが、多分はっきりしていないと思うんですよ。

○ 早川新平委員

例えば、1回目で3人募集したと、基準点数には5人オーケーやったと。だけど、上位3人で合格で、残りの2人が落ちるとい形になりますやんか。だけど、予定しておった3人のうち1人がやめたと。そうしたら、次点で、そういう意味の補欠はやっているかという意味です。

○ 辻総務部長

まず、当然合格発表のときに、合格ラインに達しているけれども、枠をこぼれたというところの部分ですが、全ての職ではないんですが、幾つかの職でそれは現にやっています。後で追加をして補欠ではなくて、合格発表のときに、合格ですよ、いつまでの時点で辞退者があつたら補欠合格ですよというのは、それは一部の職でやっています。

ただ、技師で、人事課長が先ほど3回実施したと申しますのは、実は人数に初めの時点で達していませんので、そういう意味で補欠はとってごさいません。例えばですが、10人と募集したところ、合格は8人だったと、そういうような状況でごさいます。

以上でごさいます。

○ 竹野兼主委員長

よろしいですか。

他に。

○ 森 康哲委員

病気の人がおると思うんですけど、鬱とか精神的に。うまく回らなくて、どんどんどんどんほかの人にその人の仕事が負荷になって、残業時間がふえると。そういうジレンマに陥っている部署もあると思うんですけども、その対策というのは。結局人をふやすしかないんですかね。人事的にどういう対策をとっていますか。

○ 竹野兼主委員長

考え方だけお願いします。

○ 藤田人事課長

メンタル疾患の職員について、病気休暇になっておる者を無理やり出さすこともできませんので、完治した以降で、徐々に回復ごとに業務をしていただくようお願いをしておるところなんですけれども、ほかの職員への影響というのは、1人欠けることになりますので、影響はないとは言えません。

ただ、病気休暇で長期休暇しておる者については、代替職員、臨時職員ですけれども、それを欠員補充として充てて、事務の補助といったものをするようにしております。

○ 森 康哲委員

その代替がきく部署と、例えば技師さんやとなかなかそういう対応がしづらい部署もあると思うんですよ。そういうところがどんどんどんどん悪くなって、悪い循環になっておると思うんですけど、新卒採用が思うように集まらないというのもあるんでしょうけど、内部的にそれがまた病気休暇になって、負荷がかかって、そういうところが見えますので、やっぱり考え方をもうちょっと考えやんと、だんだんだんだん悪循環になっていくと思うんですよ。きつい仕事のところには、募集をかけてもなかなか集まらないと。それで、民間企業に逃げられてしまうと。そういうふうになっていると思うんですが、根本的に変えやんとあかんと思うんですが、その辺、部長、どう思いますか。

○ 辻総務部長

原則は、先ほど人事課長、臨時職員の対応と申しましたけれども、現に今年度やってお

りますのは、今森委員がおっしゃったように、そこへ臨時職員を入れて機能するか、そういうのはもうおっしゃるとおりだと思います。ことし現にやっていますのは、玉突きではないですけども、比較的事務職であるとか、それで対応できる部署に一定の増強をして、兼務をかけて、軸足をかけたところへ持って行ってですとか、そういうような臨時の対応はやって、その部署だけというのは必ずしも思っておりませんし、それはやっております。

ただし、それが悪循環を根本的に切る手はずかという、決してそうではございません。根本的には、今、現に人間的にも厳しい状況であるというのはまず押さえた上で、それとあと、近年若手をふやしてきていますので、そのあたりの技術、スキルをいかに身につけさせるかというところで努力はさせていただいておるんですが、このあたり、今まさに力を入れていかないといけない部分だと思います。非常にタイトな部分になっておると思います。

以上でございます。

○ 森 康哲委員

やはり1人の、例えば土木技師さんの仕事を見ますと、1人で地域対応から積算から、また業者さんの対応から検査まで全部担うわけですね。一番負荷がかかるのは、地域対応や業者さんとの人と人とのかかわりがかなり負担になってくると。市役所に戻ってきたら、いろんな書類を、膨大な書類を処理しなきゃいけない。その辺を改善しないことには、これ、全部民間企業に逃げられてしまうことになる。市役所で今まで通ってきたことは、だんだんだんだん難しくなっている、常識が。民間企業との格差がどんどんどんどん開いているからこういうふうな状態になっていると思うので、人員募集をかける際のやはり仕事の内容的などところもきちっと改善して募集をかけていく必要性はあると思うので、今後それも考慮していただきたいと。意見として。

○ 竹野兼主委員長

意見としてお伺いします。

他にご質疑ございませんか。

○ 中村久雄委員

時間外勤務の件ですけれども、本当に森委員がおっしゃったように、やはり仕事の仕組みをここで考えていかな、これ、もうどうしようもないかなと。人事をつかさどる総務部としたら、時間外勤務がいつごろからふえてきたというのと、いろいろ時間外勤務がふえる要因、例えば国の法律が変わったら、そこで事務が全然変わってしまうので、それを年度当初に間に合わさなあかんというので、ぐっとかかるとかいう必要な部分はわかるのやけど、だから、ルーティンワークで、ふだんの仕事の中で、どういうことが原因で時間外勤務がふえるのか。この間の一般質問では、日本一の時間外勤務手当というので、だから、時間外勤務をしておることをよしと思ってないわね。日本一やで、うちのところは、四日市市役所はみんな頑張っているんやとは誰も思っていないと思うので、やはりこれを、どこが違うのかというのと、いろいろアウトソーシングをかけているんやけれども、そういうのができやん部分がどうしても市の正規職員がせなあかん部分が残ってしまう、臨時職員さんに任せても残ってしまうというところで、どこの部分がやっぱりウエートを占めているのか。人事課では、どういうことの対応で仕事のウエートが占めていって、それが残業につながっているというのは把握をしているんですよね。そういうのは、1回資料でまた、この審査には関係ないと思いますけど、いただきたいなと思うんですけど、そういうのはみんな出ますか。どこで、どういう対応やったり、そんなので。

○ 藤田人事課長

例えば、昨年度と比べて、今年度1人当たりの平均で何十時間以上時間外勤務が多くなっておる、それはどんな業務がふえておるといようなところは、今年度、把握をしております。そのような内容でよければ、また資料をおつくりさせていただきたいと思います。

○ 竹野兼主委員長

中村委員、その資料でよろしいですか。

○ 中村久雄委員

はい、それでいいかと思います。じゃ、それでよろしくお願いします。

○ 竹野兼主委員長

審査には関係ないということですので、でき次第お渡ししていただくということで、よ

ろしくお願いいたします。

他にご質疑ございませんか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論ございますか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

討論もないようですので、これより採決を行います。

議案第40号平成27年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第1款議会費、第10款教育費（人件費補正分）、議案第43号平成27年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第1号）（人件費補正分）につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第40号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第1款議会費～第10款教育費（人件費補正分）、議案第43号 平成27年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第1号）（人件費補正分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 竹野兼主委員長

確認をさせていただきます。

全体会へ上げるということはないということですのでよろしいですね。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

じゃ、よろしくお願いいたします。

[常任委員会]

○ 竹野兼主委員長

それでは、これより総務常任委員会に付託されました議案の審査を行いますので、よろしくよろしくお願いいたします。

議案第47号、議案第48号、2件ありますが、2件ともにあわせて説明をお願いしたいと思います。

議案第47号 四日市市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の制定について

議案第48号 四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

○ 竹野兼主委員長

議案第47号四日市市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の制定について、議案第48号四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についての説明を求めます。

○ 江崎 I T 推進課長

提出議案一覧表は2ページをお願いいたします。それから、議案書につきましては1ページでございます。

さらに、提出議案参考資料としまして、1ページをご用意ください。説明は提出議案参考資料にて行います。

資料のご用意、よろしいでしょうか。

○ 竹野兼主委員長

始めてください。

○ 江崎 I T 推進課長

これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づきまして、個人番号の利用等に関する条例をお願いするものでございます。

制定の背景といたしまして、来年の平成28年1月からいよいよ個人番号の利用が始まります。法律が定めた個人番号を利用する事務ということでございますが、法律で定めた事務以外を利用する場合、条例で定めるものがあります。法律で定められた部分以外の事務につきまして条例で定める必要があるということで、今回上げさせていただいておるわけでございます。

条例の概要といたしましては、2点ございます。1点は、個人番号を利用する事務を法律に挙げさせていただいておりまして、社会保障、税、災害対策に関する事務で、法定事務じゃない部分について個人番号を利用するというので、次の六つの事務を挙げさせていただいております。

一つ目が、予防接種法に準じて行う事務でございます。事務の内容としましては、おたふく風邪とか、あるいは肺炎球菌とか、そういう関係でございます。

それから、二つ目には、健康増進法に準じて行う健康増進事業に関する事務ということで、がん検診でありますとか、歯周病検診とかございます。

それから、次、三つ目、医療費に関するものでございますが、子供の医療費の助成に関するものということで、中学校卒業前の子供さんの医療費を助成するというものでございます。それから、四つ目、障害者の医療費の助成ということで、身体障害者の方でありますとか精神障害者の方に対する医療費の助成ということになります。

それから、五つ目としまして、ひとり親家庭の医療費ということで、18歳未満の子供さんを扶養している母子家庭とか父子家庭のところへの助成になります。

それから、最後、外国人の生活保護に関する事務ということでございまして、これは、

外国人の方に対しては生活保護法というのが適用されておられませんので、法の準用による保護を行うということ、国からも通知が出ておりますが、これを規定するものでございます。

それから、(2)でございますが、情報の庁内連携というのがございます。これは、他の四日市以外の地方公共団体や国相互間で、個人番号を利用した情報の提供を行うというのは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律で規定をされているわけでございますが、市の内部で受け渡しを行うということは規定をされておられませんので、条例に規定していく必要があるということで、市内部の他の所属で保有する特定個人情報、これは個人番号を含む個人情報ということになりますが、これらを必要な範囲内で利用できる旨を規定をしております。

以上が条例の内容でございますが、施行期日につきましては平成28年の1月1日を予定しております。

説明につきましては以上でございます。

○ 藤田人事課長

続きまして、議案第48号四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正をお願いいたします。

議案書につきましては9ページ、提出議案参考資料の2ページをお願いしたいと思います。

説明につきましては、提出議案参考資料2ページでお願いします。

まず、改正の目的でございますが、被用者年金制度の一元化、共済年金が厚生年金に一元されたこと並びに共済年金の職域加算部分が廃止されたことによりまして、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令というものが施行されましたことで、市議会議員その他非常勤職員の公務上の災害に対する補償につきまして、関係する規定を整理するものでございます。

次に、条例改正の内容でございますけれども、共済制度でございますが、昭和37年12月1日に創設をされております。それ以前から公務員であった者のその期間の年金の給付、昔でいう恩給でございますけれども、現在では追加費用対象期間に係る年金ということで、共済年金が支給されております。さきの8月定例会におきまして、本条例から共済年金に係る部分を削除する条例改正を認めていただいたところでございますが、今回、この

追加費用対象期間に係る共済年金が支払われる場合、その条文を追加をさせていただきまして、災害補償として、疾病であるとか障害の補償年金と共済年金が併給されることとなった場合に、ここにあります政令の規定に基づいて調整率を定めるといったような内容でございます。

説明は以上でございます。

○ 竹野兼主委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご質疑がございましたら、発言を願います。

よろしいですか。

○ 谷口周司委員

議案第47号のほうで、情報の庁内連携について、これから利用できる規定ということなんですけど、これって、アクセスログとかで誰かがさわったらわかるようにというシステムはされていく予定ですか。

○ 江崎 I T 推進課長

委員がおっしゃいましたのは、ログということになるかと思います。電算上の記録ということになるわけですが、これは現在もとっておりますが、法施行後も非常に重要なことであるということでございますので、ログはとっていくというふうに進めていただいております。

○ 谷口周司委員

ありがとうございます。

○ 竹野兼主委員長

よろしいですか。

他にご質疑ございますか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

質疑もないようですので、討論に入ります。

討論がございましたら、討論をお願いいたします。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

討論もないようですので、これより採決を行います。

一つずつ行わせていただきます。

議案第47号四日市市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の制定につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第47号 四日市市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の制定について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 竹野兼主委員長

続きまして、議案第48号四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第48号 四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 竹野兼主委員長

それでは、請願に移りますので、理事者の入れかえをお願いいたします。

10分程休憩しましょうか。よろしいか。

(発言する者あり)

○ 竹野兼主委員長

それでは、請願第10号拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（通称北朝鮮人権法）に伴う四日市市の対応を求めることについての審査を行います。

請願第10号 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（通称北朝鮮人権法）に伴う四日市市の対応を求めることについて

○ 竹野兼主委員長

それでは、請願文書を事務局に朗読させます。

○ 濱瀬議会事務局主事

それでは、請願文書を朗読します。

2枚目の請願趣旨から朗読させていただきます。

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」は、2005年12月16日の国際連合総会において採択された北朝鮮の人権状況に関する決議を踏まえ、我が国の喫緊の国民的な課題である拉致問題の解決を初めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題であることに鑑み、北朝鮮当局による人

権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、及びその抑止を図ることを目的として平成18年に策定された法律です。

同法第3条においては「地方公共団体は、国と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとする」と地方公共団体の責務が定められており、また、同法第4条の中では、毎年12月10日から16日までの間を「北朝鮮人権問題啓発週間」と定め、地方公共団体にその趣旨にふさわしい啓発活動を実施することが求められています。

しかしながら、20年以上も前から人権尊重を宣言している四日市市におきましては同法の趣旨に沿った活動が実施されている様子をうかがうことができず、拉致問題の早期解決を真剣に考えている多くの拉致被害者の家族、支援者、市民の期待を裏切っているように感じられます。

つきましては、一刻も早い全ての拉致被害者の救出のためにも、以下の事項についてお願いいたします。

請願事項1、議会として次の事項を四日市市長に申し入れてください。

(1) 拉致事件及び特定失踪者問題を風化させず、さらなる周知活動を徹底するため、市広報紙や回覧板等で、市民の幅広い層に訴え続けること。

(2) 各種集会等での積極的な広報。市主催のイベント等の広報活動。また、公的施設での写真パネル展等の実施。

(3) 学校教育の場において政府制作アニメ「めぐみ」の恒常的な上映会や説明会を実施し、また、各種パンフレット等を活用した教育を実施すること。

2、議会は次の事項を実施するよう努めてください。

(1) 議長以下、議員各位のブルーリボン着用の推奨（ブルーリボンは、赤い羽根等と同様に議員各位が公務中に着用することにより市民へのアピールへととなります）。

以上です。

○ 竹野兼主委員長

請願の趣旨はお聞き及びのとおりです。

ご質疑及び発言がございましたら、発言願います。

○ 中村久雄委員

ここに行政の方に来てもらっておるんですけど、そちらに質問してもいい。だめですか。

○ 竹野兼主委員長

理事者にはいいですよ。質疑オーケーです。

○ 中村久雄委員

人権尊重都市宣言して20年たって、四日市市がなかなか啓発が少ないのではないかと
うご指摘をいただいた請願なんですけれども、市としてこの北朝鮮の人権問題に関する
ことについて、今までどういう取り組みをされてきたか、ちょっとご説明願いますか。

○ 長谷川人権センター所長

本市の今までの取り組み状況についてご説明申し上げます。

この問題は国民的な課題でありまして、また、政府が人権教育・啓発に関する基本計画
に掲げております12の人権課題の一つであります。そのような中、本市におきましても、
法務局、それから人権擁護委員さん、こういったところと連携する取り組み中で啓発を行
ってまいったという経過がございます。

具体的には、人権週間に合わせまして、人権フェスタ、本市最大の人権のイベントとい
いますか、ことしも先週の土曜日、日曜日に文化会館で開催させていただきまして、多く
の市民の方にご参加をいただきましたが、例えば、こちらも実施もしておりますが、今年
度につきましても、この中でパネル展示とか啓発ポスターの展示、こういったことをさせ
ていただいております。また、総合会館の1階で人権の広場というのをやっておるわけ
ですが、こちらは広報紙の記事に合わせた形での展示ということになります。この中でさ
まざまな人権というテーマで展示をさせていただいたことがありまして、その中の一つと
しましてパネル展示をさせていただいたということもございます。

それから、法務局から、先ほどもちょっと請願の中にもありましたが、北朝鮮人権侵害
問題啓発週間、この時期に合わせて、ポスター等の掲出の依頼もございます。そうい
ったポスターの掲出につきましても、人権センターで掲出させていただくとともに、各地
区の市民センター、こちらのほうにも掲出をお願いしております。

また、こちらは教育委員会からということになりますが、市内の小中学校にもポスター

掲出のお願いを行っておるところであります。

それから、あと、北朝鮮による日本人拉致問題の啓発アニメ「めぐみ」でございますが、こちらも人権センターに貯蔵しておりますので、こちらの貸し出し、PR、こういったものの貸し出しもあわせて行っております。

続きまして、学校における取り組みにつきまして、鈴木の方からご説明申し上げます。

○ 鈴木人権センター副参事

市内における学校現場における状況なんですけれども、この件につきましては、教育委員会を通じて市内各小中学校長に対して、拉致問題の解決のため、学校における人権教育の実践の場面において、拉致問題を扱う際に日本人拉致問題啓発アニメ「めぐみ」の活用と、1人でも多くの児童生徒等が拉致問題に対して理解促進できるよう、人権教育、啓発の推進について一層のご協力をいただくよう依頼しているところでございます。

また、この「めぐみ」でございますが、文部科学省の通達により、平成25年度、各市内の小中学校に配布をしております。毎年年度末には視聴調査も行っているところでございます。

それから、本市が採択しています中学校の歴史教科書、東京書籍発行の新しい社会歴史及び小学校の社会科の教科書、日本文教出版でございますが、小学校社会6年上の中に拉致問題の記述があり、記載内容について、新聞記事や時事ニュースなどを活用して授業を行っているところでございます。

以上です。

○ 中村久雄委員

パネル展示等々の文部科学省から依頼があった分はやっているというところなんですけど、例えば、この「めぐみ」の今説明があったように、年度末には視聴調査をやっているというところで、実際のところどうなんですか。各学校で放映して、子供たちは見ているんですか。

○ 鈴木人権センター副参事

本年度については、まだ年度途中ということで数字は挙げていませんが、過去2年におきまして、教職員が視聴した小学校が36校、中学校が20校。児童生徒が視聴した学校につ

きましては、小学校が10校、中学校が4校という報告を受けております。

○ 中村久雄委員

同じように、この制作アニメの「めぐみ」の貸し出しを実施していると。小学校、中学校以外での貸し出しはどれぐらいの件数があるんですか。

○ 長谷川人権センター所長

失礼します。こちらの貸し出し実績になりますが、現在のところ2件という貸し出し実績になっております。

○ 中村久雄委員

ということは、まだまだ啓発が足りないというところで、質問は終わります。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ありますか。

○ 早川新平委員

この請願は四日市市議会に対して出されているので、一つは、現実に請願内容の中で、20年以上前から人権尊重都市宣言をしている四日市市においてはそういう活動が見えないと、そういう趣旨で出されておる。今、報告を受けて、「めぐみ」の上映が小学校、中学校において非常に少ないと私らも感じたわけですよ。例えば、本当に拉致されていて困っているご家族とか、これは国を挙げての一つの政策であり、国民の思いやと思う。そういったところに対して、法律でも国がこういうふうに推奨しておるのに、四日市としては拉致被害者の救出ができないとしても、それに対して国民が一つになって意識を高めていくというのが自治体の僕は責務やと思っておるんですよ。だから、今の状態、貸し出しが2件、それから、いろんところで上映がもう一桁とか、やっぱりこれは、子供たちに、この実態、事実があるんだということをやっぱり教育していかんと、人の痛みで自分には関係ないわというんやなしに、ともに頑張ろうという、一緒に頑張ろうというその気持ちが大事なので、中心になってもらう部局が他人ごとでは、こんなんではあかんやないかと、もっときちっとやりなさいというぐらいの指導力は持ってほしいという請願文書やと思っ

ておるのやけど。だから、つかさどっている部局がそういうことでは本当心もとないなど。だから、こういうことが出てくると思うんですよ。今までがちゃんと活動してもらっていて、心の痛みを、人の痛みが自分ごとのように感じてくれたら、ああ、四日市市はよくやってくれているよなど共感されるはずなんやけど、それがやっぱり足りないからお願いしますという請願やというふうに、僕はこの文書を読ませてもらってそう思っているんやけれども、今、中村委員の質問に関して答えていただいたけれども、当局の方たちはどういうふうに考えてみえるか。あるいは、今の現状ではいかんで、これからもっと啓発していくんだというふうな考えがあるのかどうか教えていただきたい。

○ 渡辺人権行政監

今早川委員がおっしゃったように、この請願の趣旨というのはまさにそういう趣旨かなというふうに私どももそういうふうに理解をさせていただいております。その中の、ここは請願事項ということの表現でございますけど、私らから読めばご指摘事項というふうに読ませていただいております。

その中で、先ほど長谷川所長と鈴木副参事のほうから報告させていただきましたが、こちらの請願事項の中でも、例えば市の広報紙とか回覧板とか、そういう表現もございます。こちらのほうについては、私も非常に弱いところという、そういう認識もしてございます。特に、市の広報紙というのは、市の住民の方がすごく読まれる率が高いというようなお話も一方で伺っておりますので、今の早川委員のご質問に対しては、そういったもの、媒体も使いながら、やる方向についてはいろいろ工夫する必要があると思うんですが、そういう前向きな方法で考えていかなくちやいかんというふうに考えてございます。

○ 竹野兼主委員長

よろしいですか。

○ 森 康哲委員

地区でやっている人権啓発活動を予算をつけてやっていただいているんですけど、それの実績の中に「めぐみ」の上映会とかそんなのは入っているんですかね。今まで実績はありますか。

○ 長谷川人権センター所長

済みません、私の記憶の範囲ではないという。

○ 森 康哲委員

ぜひ学校ももちろんのことですけれども、地域に対してもそういうあっせんというか、こういうのを勉強していただいたらどうですかというので、ぜひ取り上げていただきたいと思いますので、この請願が上がってきた趣旨を踏まえて理解していただきたいと思いません。強く要望したいと思いません。

○ 竹野兼主委員長

他に。

○ 谷口周司委員

先ほどから皆さんから出ている学校現場での上映なんですけど、先生たちが見ている率はすごい高いと思うんですけど、そこで、実際子供たちに見せていないとか、見せていないとか、見られていないという現状があったと思うんですけど、これは、先生たちが見た段階で、見せなくていいという判断をしているのか、それはちょっと教育委員会になるかもしれないんですけど、先生たちは見えても子供たちに見せていないというデータやと思うんですけど、その辺まで何か現場と話されたりすることってありますか。

○ 竹野兼主委員長

谷口委員、これ、教育委員会の部分ではないので、そこについては、ちょっとこれは答弁するのは非常に難しいと思うんですよ。申しわけないですけど、これについては、担当課のほうに、改めて議員の立場でお聞きいただくのがいいのかなと思いますので、その点については申しわけありませんが、ご理解ください。

○ 藤田真信委員

ちょっと先ほどお話として出てきたのかもしれないんですけど、ちょっと確認させてください。

12月10日から16日までの間、北朝鮮人権侵害問題啓発週間と定めということで、この週

間のときに、今まで市としてこの人権啓発に関して取り組みというのはあったんでしょうか。

○ 長谷川人権センター所長

ちょうどこの直前に人権週間、12月4日から10日まで人権週間という形で、人権フェスタ、それにあわせて実施しておるわけなんですけど、そちらの中のパネル展示、それからポスター掲出というのか、時期的にはちょっとずれますけれども、合わせた形での掲出という形になっております。

それと、あと、法務局からのポスターの掲出等につきましては、特にこの期間中については、目立つような場所に掲出させていただくということは行っております。

○ 藤田真信委員

まさしくきょうからですよ。今年度はそういうふうなイベントなり何なりというのも基本的にはないということに理解させていただいてよろしいですか。

○ 竹野兼主委員長

やったということをおっしゃる。

○ 藤田真信委員

いえいえ、ことしのこの週間で。

○ 長谷川人権センター所長

予定はしてございません。

○ 樋口博己委員

この拉致問題は大事な話だと思っています。その中で、大きいものは人権問題だと思うんですけども、人権問題の中で、当局として拉致問題の位置づけはどんなふうなふうにつけてみえるんでしょうか。

○ 渡辺人権行政監

長谷川所長のほうからのご説明の冒頭にも少しありましたけれども、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律という平成12年度につくられたものがございます。その中に、国が基本計画を立てなさいというふうになってございまして、国のほうで平成14年だったと思うんですが、基本計画が立てられております。そこには、例えば部落問題でありますとか、子供、高齢者、障害者、いろんな人権問題を掲げておりまして、その中に、新たな項目として、平成23年に北朝鮮当局による拉致問題等という項目が一つ加わっているというふうな内容がまず国の姿勢としてそういうものがございます。先ほどの「めぐみ」の上映につきましても、文部科学省のほうからそういう通達を踏まえた上での学校の活動と、そういうふうな流れになってございます。

私どもとしまして、なかなか活動の見えにくいところというご指摘のとおりわかりませんが、今、ポスターですとか展示物ですとかという形での取り組みを進めていくものだ、認識としてはそのように私は考えております。

○ 樋口博己委員

わかりました。しっかりと日本国民が全体で意識を持ってやっていくことだと思っております。お聞きした中で、人権問題の中の大事な大きな柱だというふうに位置づけているということで、確認させていただきました。

あと、請願事項の2番の(1)で、ブルーリボン着用というのがあるんですけども、いろんな、ピンクリボンとかいろいろあると思うんですけども、今ぱっと思いつくので幾つぐらいあるんですかね、そういう色のリボン運動というのは。どうなんですかね。幼児虐待とかいろいろあると思いますけれども。

○ 竹野兼主委員長

わかりますか。わからなければ、後ほど調べて。これの審議のところには関係いたしませんでしょうか、樋口委員。

○ 樋口博己委員

答弁……。

(発言する者あり)

○ 竹野兼主委員長

何かありますか。

○ 辻総務部長

まことに恐縮ですが、かなり多数ございますので、ちょっと把握はしてございません。

○ 樋口博己委員

確かに僕も調べても、ホワイトとかピンクとか、いろいろたくさんありますね。ブルーリボンも確かにその一つだと思っています。確かに大事だと思っています。

あと、それで、請願事項の1番の(1)の市広報紙、この市広報紙は、これは市が出すやつですね。回覧板というのは、これは市が出すものもあるし地域で出すものもあるし、この辺に対しては、市としてそういう人権啓発としてかかわりはできるんですかね。

○ 渡辺人権行政監

今ご指摘の回覧板につきましては、まさに地元の方の中の連絡ツールということで、その部分について、私どもは基本的にはとやかく言えないというふうには認識をしております。ただ、協力をいただく中で、地区市民センターで発行している地区広報でありますとか、行政の中でいろいろとお知らせをするような部分については、自治会の協力もいただきながら、各戸配布の部分もあれば回覧板で回らせていただく部分もあるというふうな実態でございます。

ここのご指摘の部分については、そういった市が自治会の協力もいただきながら、回覧板で市民の方に周知を図ると、そういったところでの活用を考えたらどうかと、こういうご指摘というふうに私は捉えております。

先ほどもちょっと申し上げましたけれども、そういった回覧板も含めて、市の広報紙というご指摘もございますので、どういう形がいいのか、どういうふうに工夫をするといいいのか、市民の方に目につくような形というのは、どういうふうに捉えたらいいのか。私どもは人権週間にかかって、市の広報紙で一部毎年掲載しているところもございますので、そういったページを活用するというのは、より具体的にちょっと念頭には置いておるんですけれども、そういった部分も含めて検討すべきであるというふうに考えております。

○ 竹野兼主委員長

よろしいですか。

○ 早川新平委員

12月10日から16日がその週間やから、重点的にここで市のほうからこういうツールを使って、市民に対して啓発してほしいという、これ、意見やというふうに思っています、事実として。

4年前の東日本大震災のときに、桑名市がステッカーで、あのときに、頑張ろう日本というのは全国的に頑張ろう日本やったやん。あのときに、一緒に頑張ろう日本と書いてあって、これは素敵やなと思ったんですよ。他人ごとやなしに、たった一言つけ加える、この気持ちと一緒になる。だから、そういうところはやっぱり考えてほしいわ。みんな日本中、頑張ろう日本やって、それはわかっておるわと、じゃ、一緒に頑張ろうって、その一緒にとつける思いで何か共有できるという気持ちがすごく僕は感動した覚えがあった。だから、この「めぐみ」に関して、きょうは請願のことだけやけど、来年のファミリー音楽コンクールのときに、最初上映してからやったら、家族の問題もあるんやで、それぐらいの思いをやっぱり考えてほしいなという。拉致家族の方というのはそれぐらい悲痛な思いなので、遅々として進まない、その歯がゆさというのをいろいろ持ってみえるんで、やっぱり日本国民として共有してほしいと、四日市がやっぱりそういうのがおくられているからということやから。今、樋口委員が指摘したブルーリボンというのは、これは努力目標で、議会に、議員に言っておることやから、だから、12月は児童虐待やったっけ。

(「11月」と呼ぶ者あり)

○ 早川新平委員

11月か、オレンジの。だから、そういうのがいっぱいあるので、そのところで共有をするという意味で、リーダーシップをとってください。お願いしますわ。

以上。

○ 竹野兼主委員長

何か少し請願の内容と……。

請願の内容という部分のところでの審議をお願いいたしたいと思います。

何か他にございますか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

ないようですので、それでは、討論に入ります。

討論はございますか。

○ 樋口博己委員

今いろんな質疑の中で、市の今の考え方、やっただいていいる啓発活動等々を確認をさせていただきました。方向性は全くもう請願の趣旨としては異を唱えるものではないんですけれども、今の現状、取り組んでいただいている中で、今後もしっかり努力していくという中で、この請願については、あえて、市議会、自分たちのことですので、採択するものではないのかなというふうに思っています。

以上です。

○ 竹野兼主委員長

他に討論はございますか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

討論もないようですので、討論を終結させていただきます。

一応、内容については問題はないけれど、必要がないのではないかという異議の部分が出ましたので、挙手にて採決を行いたいと思います。

請願第10号拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（通称北朝鮮人権法）に伴う四日市市の対応を求めることについて、採択すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○ 竹野兼主委員長

賛成多数であります。よって、本件は採択すべきものと決しました。

[以上の経過により、請願第10号 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（通称北朝鮮人権法）に伴う四日市市の対応を求めることについて、採決の結果、賛成多数により採択すべきものと決する。]

○ 竹野兼主委員長

それでは、1時間経過しておりますので、14時40分まで10分間の休憩をお願いしたいと思います。再開は14時40分からということをお願いいたします。

14：29 休憩

14：41 再開

[予算常任委員会分科会]

○ 竹野兼主委員長

それでは、時間が参りましたので、インターネットを再開します。

それでは、予算常任委員会総務分科会、財政経営部、議案第40号平成27年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第21目諸費、歳入全般、第3条債務負担行為の補正（関係部分）、第4条地方債の補正について行いますが、まず、財政経営部長からご挨拶をお願いしたいと思います。

議案第40号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第6号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第21目 諸費

歳入全般

第3条 債務負担行為の補正（関係部分）

第4条 地方債の補正

○ 内田財政経営部長

長時間の審議、ご苦労さまでございます。

本日、財政経営部は補正予算、それから一般議案の市税条例等の改正、それから協議会もお願いすることになってございますので、どうかよろしく申し上げます。

説明は、順次担当課長からさせますので、よろしく申し上げます。

○ 竹野兼主委員長

それでは、説明を求めます。

○ 田中財政経営課長

それでは、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第21目の諸費でございます。こちらのほうの説明をさせていただきたいと思います。

まず、お手元の補正予算の概要というものをお願いしたいんですが、よろしいでしょうか。

○ 竹野兼主委員長

どうぞ。

○ 田中財政経営課長

この補正予算の概要の6ページをお願いいたします。

こちらのほうで、今回諸費のほうに補正をお願いしております財政調整基金積立金、それから、都市基盤・公共施設等整備基金積立金についてご説明申し上げます。

まず、財政調整基金積立金でございます。こちらのほうの表のほうで、平成23年度から平成27年度までの積み立て並びに取り崩し、それから基金残高のほうを記載してございます。今回補正をお願いしてございますのが、平成27年度のこの表の一番下の欄でございます。積立額といたしましては10億5400万円、取り崩しを、歳入のほうでまたご説明いたし

ますが、取り崩しのほうを当初補正、6月補正という形でしてございますので、その分を一旦戻すというようなこととございます。こちら、今回の積み立て、取り崩しの戻しという形でございまして、これで平成27年度11月補正後の基金残高につきましては111億7000万円余ということになるところでございます。

この積み立ての考え方でございますけれども、地方財政法の第7条でございますけれども、決算剰余金、これは平成26年度、去る8月定例月議会のほうでご審議いただきましたこの一般会計の決算剰余金、歳入、歳出の差し引きでございますが、こちらのほうの剰余金のほうが、この2分の1のほうは年度間の調整に利用する基金に積み立てなければならないといった規定がございます。ということでございまして、この決算剰余金の2分の1、これは法定積み立てというように書いてございます、地方財政法のこととございますが、そちらの2分の1相当額の10億5400万円でございます。少し横に書いてございますが、決算剰余金が21億円余りということでございますので、この2分の1が10億5400万円に当たるということでございます。

それから、先ほど少し申し上げましたが、取り崩しということで、当初補正、6月補正の段階ではまだ税等のほうの見込みがまだ見えないということで、この補正の財源として、財政調整基金のほうを活用させていただいてございます。こちらのほうで既に8900万円余取り崩してございますが、今回剰余金があるということとございまして、その分の取り崩しをやめるということとございます。

続きまして、都市基盤・公共施設等整備基金でございます。

こちら、あんまり動きがございませんので、平成26年度、平成27年度となっておりますところでございますが、こちら、平成27年度の11月補正、一番下の欄でございます、こちらのほうに、今回積立金といたしまして9億8600万円余を積み立てる補正をお願いしておりますところでございます。今回、9億8600万円余を積み立てることで、この基金残高でございますが、47億円余りということでございます。この積み立てでございますけれども、これは11月補正予算のほうで、後ほど歳入のほうでもご説明いたしますが、税、それから先ほど少し触れましたが決算剰余金の関係の繰り越しの補正ということでございまして、歳入、歳出、それから、先ほどの財政調整基金積立等を入れても、差し引きの収支としまして9億8000万円余あるところでございます。ということで、法定の2分の1のほうは財政調整基金でございますが、こちらの部分につきましては、都市基盤・公共施設等整備基金へ積み立てたいとするものでございます。

こちら、財政調整基金につきましては、下のほうにご説明申し上げてございますが、この財政調整基金の条例のほうにも記載してございますが、大規模災害や急激な税収減等のいわゆる財源不足に備えるといったものもございます。それからまた、市債残高の縮減、それから、今後見込まれる社会保障関係経費の増加といったこともございますので、そういったところの財源として今回積み立てさせていただきますが、こちらにつきましても、さきに申し上げましたさまざまな事態が生じたときにつきましては、必要に応じて取り崩していきたいというふうに考えてございます。

それから、都市基盤・公共施設等整備基金でございます。

こちらにつきましては、国体関連施設の整備ということで、既に教育委員会のほうで準備を進めてございますが、そういった大規模な施設の整備が見えてございます。それから、児童発達支援センターあけぼの学園移転事業等でございますが、そういったものが、今後多額の一般財源を必要とするということでございます。それらの備えといたしまして積み立てるということでございますが、これらの事業が立ち上がってきた段階につきましては、それぞれ必要に応じて取り崩していきたいということで今回積み立てを行うというところでございます。

続きまして、諸費のほうでございますが、済みません、資料のほうで11月補正予算参考資料という少し分厚いものがあるんですが、そちらをお願いできますでしょうか。

11月補正予算参考資料の8ページをごらんください。

こちらでございます。過年度国県支出金等返還金でございます。こちらでございますが、平成26年度に事業を実施した補助事業でございます。それにつきまして、国庫支出金、県支出金につきまして、受け入れが実績を上回っていると、いわゆる余分にもらい過ぎたということでございますが、そういったことがございましたので、この返還を国から求められて返すといったものでございます。こちら、どうして発生するのかということでございますが、国庫支出金、県支出金でございますが、やはり向こうの支払いの関係ということで、私どものほうで3月の決算をもって出納整理期間にこういった事業の実績というのは全て把握できるわけでございますが、それから国のほうへ請求したりとかいうようなことでは、国のほうの業務がとても間に合わないといったこともございます。といったことで、事前に見込み額を先に報告して、それで、一旦概算で市のほうにお金が入ってまいります。そうしますと、差が出てくるという場合が、実際に差が出てくる場合が生じますので、それは翌年のほうの年度で、平成26年度分もらい過ぎたものをお返しするというようなシス

テムになっておるところでございます。

それでは、中の表につきまして、少し簡単にご説明申し上げたいと思います。

特にこの大きく戻ってきた原因になっておりますが、上から四つ目の欄でございます。生活保護費負担金ということでございまして、保護費の4分の3が国から来るといった中身でございますが、例えばこちらでございますと、金額も多うございますので、11月に一旦所要見込み額という形で国へご報告いたします。それに基づいて国から概算交付を受けるということでございます。今までの実績とかそういったのを踏まえて報告しておるところでございますが、平成26年度につきましては、インフルエンザの発生とか、そういった大きなものがなかったということでございまして、下半期の医療費が例年よりも下回っているというようなことでございました。そうしたところで、見込みではそういった医療にかかるの見込んでいたわけでございますが、少なかったというようなことがございまして、この保護費の負担金が6700万円の返還ということになった次第でございます。

少しまた上に戻りますが、結核医療費負担金等でございます。これは、結核患者が発生した場合は、その家族の検診とか、それから治療終了後に2年間継続して定期検診を受けるといったもので、そういった事業に対して4分の3国が負担するという中身でございますが、例えばこれですと、やはり1月の下旬の報告となってございます。そうしますと、2月分、3月分を例年見越して報告するわけですが、実際に発生しなかったということになりますと、こういった返還というようなところでございます。

以下、障害者医療費負担金、それから、特別障害者手当等給付費負担金についても同様の理由で返還するような状況になったということでございます。

続きまして、国庫補助金、真ん中より少し下でございます。

臨時福祉給付金給付事業ということで、10分の10の国からの補助を得て、これは1人当たり6000円、消費税の影響分の分を非課税世帯に支給するといったものでございますが、これも締めが1月30日でございましたが、それより少し前に報告してくださいというようなことでございました。その辺の見込みを立てて報告したわけでございますが、駆け込み等が少し少なかったというようなことでございまして、返還になったということでございます。

また、保育緊急確保、これは学童保育の関係でございます。これも、事前に見込みと、報告しておるといったことで、差が生じているということでございます。

続きまして、子育て世帯臨時特例給付金、これは、先に申し上げた臨時福祉給付金と同

様のものがございますけれども、こちら、児童手当対象者に対して支払うというのですが、これも同様に事前に見込みを報告したものと差が生じたということでございます。

それから、県支出金のほうに移りますと、放課後児童対策、これも学童でございますが、それが実際に児童数が見込みを下回った。延長保育促進、こちらにつきましては、対象児童数が、首都圏では微妙に違うんですけれども、見込みが少し下回ったというようなことから、今回返還するという事になったものでございます。合わせまして1億1428万7000円の返還金を返還するというようなものでございます。

○ 中根収納推進課長

私のほうからは、議案第40号のうち第21目の諸費、市税過納返還金の補正についてご説明をさせていただきます。

補正予算書には30ページに記載がございますが、説明は今ごらんいただいております11月補正予算参考資料で行います。ページは7ページでございます。よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

市税過納返還金でございますが、当初予算では過去の特種要因を除いた上で、その実績から推計して計上をしておるところでございますが、今回お願いいたしますのは、法人市民税の確定申告額が予定納税額を大幅に下回る事業所があったことによりまして、法人市民税において当初の見込みを上回る返還金が生じたことによるものでございまして、5600万円の増額補正をお願いするところでございます。

説明は以上でございます。

○ 田中財政経営課長

続きまして、歳入全般のほうへよろしいでしょうか。

○ 竹野兼主委員長

はい。どうぞ。

○ 田中財政経営課長

じゃ、そちらのほうご説明申し上げます。

それじゃ、済みません、お手元のほうの予算常任委員会資料をごらんください。こちらのタグが張ってあるものでございます。

では、済みません。そちらのほうの、もう最後でございます、歳入と書いてございます後ろのほうのページをお願いします。

それでは、説明申し上げます。

まず、歳入でございます。今回の全般でございますが、まず、市税でございます。今回上程してございますのが、固定資産税、都市計画税の家屋分というところで7億9000万円補正額を計上してございます。こちらの説明につきましては、後ほどまた資料のほうで説明させていただきたいと思っております。

続きまして、款12、分担金及び負担金でございます。こちらにつきましては473万7000円の補正となっております。こちらですが、老人福祉施設入所者負担金ということでございまして、こちら、老人福祉施設のほうに65歳以上で一人で自立が困難な方が措置で入っていただくというようなものでございまして、例えば陽光苑等というようなところに入っていただくというものでございますが、その部分、今回歳出のほうでこちらの事務費のほうが出てございますが、入所者数が当初の見込みを上回ったというところでございまして、この本人負担、収入に応じて非常に50を超える区分のものがあるわけなんです、その収入に合わせた負担が入ってまいります、そちらのほう、当初の人数が上回ったというようなところでございまして、こちらの負担金のほうを補正するという中身でございます。

続きまして、款14、国庫支出金でございます。

こちら、全て基本的には歳出に連動する事業でございます。ということで、こちら、例えば障害者自立支援法給付費負担金というふうになっていまして、これは2分の1というふうに括弧表示してはございますが、事業費の2分の1が国のほうから負担されるといった中身でございまして、基本的には歳出のほうの特定財源のほうの補正というところになってございます。

続きまして、県支出金2億9000万円余の補正となっておりますが、こちらも同様でございます。この中で、1点少しご説明申し上げたいんでございますが、国庫支出金のほうの上から8行目になります、地域介護・福祉空間等整備交付金10分の10というものがございます。こちらは、例えばグループホームとか障害者施設のほうで、施設建設費ということに対しまして10分の10の補助がもらえるよというような中身でございました。こちらが

三角 3 億 400 万円というふうになってございます。

一方、県支出金のほうをごらんください。款 15 の県支出金でございます。こちら、中ほどのほうに地域医療介護総合確保基金事業補助金と、10 分の 10、こちらが 2 億 2400 万円余と大きくふえてございます。こちらにつきまして、右側の 2 ページを少しごらんください。上のほうに書いてございます、民間社会福祉施設等整備助成事業費に係る国・県支出金ということでございまして、この民間社会福祉施設等、先ほど少し申し上げましたが、グループとか看護ホームとかいろいろあるわけでございますが、そちらの補助金については、当初の段階では、国庫支出金、地域介護・福祉空間等整備交付金からの補助を計上していたんですが、その後、国から一旦三重県のほうにお金を渡しまして、県のほうが、こちらに書いてございますが、地域医療介護総合確保基金事業補助金というのを設けまして、そこからの県支出金の事業に制度が変わってございます。今までは国からその都度だったんですが、一旦国から県にもうお金を先に渡すということで、基金を設けるといった形になってまいりますので、機動的に動きやすくなると、そういったことございまして、そちらのほうから出てくるというふうになりましたので、今回国のほう、三角 3 億 400 万円と全額減額しまして、今回歳出のほうでちょっと当初の見込んでいた建設が及ばなかったということで減額しています。その関係で、3 億 400 万円ぴったりは入ってございませんが、その部分が 2 億 2000 万円が動いたということでございます。この地域医療介護総合確保基金のほう、これはもともとの国の補助金と基本的に変わっていませんが、地域における医療、介護の総合的な確保ということで各県に設置されて、国が 3 分の 2 出して、県が 3 分の 1 出して基金をつくるという中身でございまして、この対象事業、(1) から (5) まで書いてございますが、今回対象になっている (3) 介護施設等の整備に関する事業というところで、この基金から我々に入っているというようなところでございます。

続きまして、款 18 の繰入金でございます。こちら、歳出のほうに関連するというので、内部八王子線基金でございますが、こちらでも事業のほうで減額が生じたので、繰り入れも減額ということでございます。

また、財政調整基金繰入金に関しまして、右側の 2 ページに書いてございます、先ほど説明したのと同じ表でございますので説明は割愛いたしますけれども、取り崩しのほうを行っていたので、その分を戻すという中身でございます。

それから、款 19 の繰越金でございます。こちら、13 億円余り上げておるところでございますが、こちら、右側の 2 ページのほうをごらんください。一般繰越金にしているという

ことで、下にゴシックで表示してございますが、平成26年度の決算剰余金、繰り返しになりますが、先ほど21億円余というようなご説明を申し上げたところでございますが、既に予算のほうで7億9000万円余上げてございます。ということで、今回まだ不足する部分としまして、この13億900万円余を繰越金として上げたという中身でございます。

それから、続きまして、款20、諸収入でございます。こちら、三角の946万2000円ということでございますが、こちら、社会、雇用保険料の関係でございますが、こちら、臨時職員の賃金ということで、こちらは歳出のほうでございますが、そちらの実際に臨時職員の方から私どもが受けておる雇用保険料と、これを受け取って、私どものほうが社会保険庁に納めるといった部分の歳入で、歳出を増額した関係でこちらの歳入も当初より上回ったということでございます。

続きまして、朝日、川越二町消防事務受託費ということでございますが、こちらは消防の関係で、事務受託費が減額になってございますので、こちらを減らすということ。

それから、岡田文化財団助成金でございます。こちら、久留倍官衙遺跡の関係で、助成金を当初予算に計上しておりましたが、50万円ほど減額して、助成が受けられることになったということでございましたので、その分の50万円を減額するというような中身でございます。

○ 大谷市民税課長

それでは、私のほうから、今の資料をめくっていただきまして、3ページをごらんください。市税の補正予算の部分についてご説明をさせていただきます。

今回、補正予算では、家屋に係る固定資産税ということで6億8000万円、都市計画税の家屋分ということで1億1000万円、合計7億9000万円を補正しようとするものでございます。

補正の理由につきましては、主な補正の理由に記載しておりますとおり、家屋の評価基準において適用される物価変動率が上昇に転じたことによるものでございます。固定資産税におきましては、3年に1回評価額を見直す制度となっております。平成27年度当初予算の作成の際には、建築資材の物価変動率が前回の評価がえであります平成24年度と同程度の推移になると見込んでおりました。しかし、実際には消費税増税に伴う新築住宅の増加等によって、建築資材等の物価変動率が上昇して、住宅の経年減点補正率ということで、本来

ですと住宅というのは古くなると下がっていくわけですが、それよりも物価上昇のラインのほうが高かったということで、税金としてはプラスの効果になったことに伴って補正をするものでございます。

説明は以上でございます。

○ 石川財政経営部参事・管財課長

続きまして、第3条の債務負担行為の補正につきまして、管財課分をご説明申し上げたいと思います。

補正予算書のほうは12ページでございますけれども、説明につきましては、補正予算参考資料、厚い資料でございます、こちらのほうの53ページをお開きください。

よろしいでしょうか。

○ 竹野兼主委員長

はい。

○ 石川財政経営部参事・管財課長

こちらのほう、ここがございますように、この業務につきましては、この本庁舎及び総合会館におけます電気、空調等の設備管理、警備保安業務、清掃、害虫駆除等、植栽管理などの清掃業務を一括して委託しようとするものでございます。

債務負担行為の期間につきましては、ここがございますように、平成27年度から平成30年度の4年間となっております。こちらのほうにつきましては、平成28年4月1日からの業務ということでございますので、平成27年度中に入札及び契約を行う必要があるために、この平成27年度補正の債務負担行為限度額、4年間で4億9680万円をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○ 田中財政経営課長

続きまして、私のほうからは、先ほどと同じ資料でございます、済みません、お手数ですが、61ページをごらんください。

よろしいでしょうか。

こちら、施設保守管理委託等に要する経費でございます。こちらでございますが、これは4月1日、また早い時期から管理を委託しなければならないというようなことでございまして、今年度内に契約をしておかないと事務に支障が出るというようなところでございまして、いわゆるゼロ債務というので、今年度支払いは発生してございませませんが、来年度の契約を単年で結ぶといったものを27事業挙げてございます。施設保守管理委託等というようなところでございますので、ごらんとおりの27事業でございますが、市庁舎の空調用冷温水発生機保守点検業務、それから清掃業務と、それから、その他、例えば16番は南部埋立処分場のカラストラップというのは、これはカラスを捕まえるわなでございまして、そちらのほうでカラスを捕まえたものを処分していくといったような中身でございます。

それから、少し下がって、少しわかりにくいのかと思いますので、簡単にご説明申し上げますと、例えば19番の地下ポンプ場設備保守点検といったものと、市内に12カ所あるといったことでございます。それから、20番自転車駐車場管理清掃ということで、こちら、市内22カ所あるといったところでございまして、そういったものの清掃とか空調とかといったものを要する経費を上げていくということで、この中身につきましては、経常的なものが主になってございます。限度額としましては2億710万円でございます。

続きまして、62ページのほう、右側をごらんください。

業務、事務処理委託等に要する経費でございます。こちらにつきましても、4月当初から業務をしていかないとちょっとなかなか回らないといった中身でございまして、こちら、今年度の予算は発生しない、いわゆる来年度予算だけのゼロ債務ということで、この中は全て単年のもの、1年限りの契約を結ぶものがこちらに40本列記しているところでございます。

この中で、特にちょっと表現がわかりにくいというものについて簡単に触れさせていただきたいと思いますが、真ん中ほどの16番、子どもと若者の居場所づくり事業業務委託といったものがございます。こちらは、四日市市勤労者・市民交流センター、日永にございますが、そちらの中で、いわゆる不登校といったお子さんや、例えば友達つき合いにお悩みのそういったお子さんたちの相談の場ということで、その子たちの居場所づくりといったようなことをやっております、平成28年4月1日から運営したいということで、その分の入札準備を行いたいということで382万円計上しているといったものでございます。

それから、17番、18番は検便等ということで、食事等に携わる方の検便でございます。

19番、生活保護レセプト点検といったことをごさいますて、こちらは平成25年度からずっと続けているんですけれども、レセプト、医療費、そちら、生活保護の方が受けた場合の点検の業務を委託するといった中身をごさいますて、こちら、過去に大阪のほうだったかと私、記憶してごさいますけれども、そちら、複数の医者回って、睡眠剤等の向精神薬を集めて転売したといったようなことがございますて、それを防ぐ目的で、専門のそういった点検の能力のあるところ、専門の人を活用するよとといったようなことが国からの指針で示されまして、国のこれは補助事業として進めているものでございます。そうした点検業務として210万円ということをごさいます。

それから、少し下に下がっていただきますと、26番、微小粒子状物質成分分析調査ということで、いわゆるPM2.5といったところをごさいますけれども、こちらにつきましては、春夏秋冬といった形で測定しておりますが、1回目が5月の頭ということをごさいます。4月に入ってから入札して準備していると、ちょっと5月の準備が間に合わないといったことから、今年度中に契約をしようといった中身で、750万円上げてございます。

それから、32番のほうにいていただきますと、アンダーパス保安管理業務委託となっております。アンダーパスということをごさいます、いわゆる例えば線路の下をくぐっていくといったところの道路を想像していただくとよろしいかと思うんですけれども、現在市内に3カ所、下野地区に三岐鉄道の下、河原田地区であればJRと、それから川原町であれば近鉄の下というようなところで、道路が冠水した場合の通行どめの事務をお願いするというのがこのアンダーパス保安管理業務委託でございます。

続きまして、33番、寝具取りかえ及び乾燥消毒業務委託とあるわけをごさいますけれども、こちら、消防本部、24時間体制を敷いてございます、職員が当然寝泊まりといったこともございますので、その寝具の取りかえといったところをごさいます。

それから、37番でございます。教育センター・小中学校職員室及び児童生徒用コンピューター運用支援業務委託と、運用支援ということをごさいます、こちらはいわゆるコンピューターの保守ということをごさいます。例えば急にコンピューターがフリーズしてしまったりとか、例えばディスクがクラッシュして動かないといったような障害対応、これを年間を通じて契約しようというようなものでございます。

あとのところにつきましては、比較的読んでいただきますと、名前とイメージがわかりやすいなと思いたしましたので、今回ちょっと説明のほうは割愛いたしますが、この40本で2億1660万円の債務負担行為を計上するというようなところをごさいます。

続きまして、1枚はねていただきまして、63ページをごらんください。

こちらにつきましては、事務用機器等運用経費となっております。こちらにつきましては、リース契約を交わすものでございまして、例えばパソコン、それから、コピー機、印刷機、ファクス、それから車、それから小便器用自動洗浄機、それから地区市民センターの清掃用のリース分のモップといったものでございまして、そういったものに、こちら複数年のものも含まれてございますけれども、こちら、リース契約に関しまして手続をとりたいということで、以上七つでございますが、こちら数量等も記載してございます。全体で3200万円でございますが、そちらの債務負担行為を計上しているというところでございます。

続きまして、第4条の地方債の補正へ進ませていただきたいと思います。

こちらの地方債の補正につきましては、予算常任委員会資料、先ほどちょっと説明いたしました少し分厚い、タグの張ってある資料でございます。こちらの、済みません、また舞い戻って申しわけございませんが、歳入のほう、一番後ろのほうでございます、めくっていただきまして、こちら、左側の1ページをごらんください。

こちらの地方債の補正でございます。一番下の欄でございます。先ほど説明ちょっと省略いたしました、款21市債でございます。こちら、今回は三角1億9580万円の減額ということでございます。こちらにつきましては、そこに事業それぞれ列記してございますが、農業基盤整備とか道路整備、橋梁整備、交通安全施策等整備ということでございまして、今回歳出のほうで減額補正とか増額補正となっているのがございます。そちらに関する特定財源でございますが、そちらの事業費の変動に合わせてこの市債のほうをそれぞれ増減しようということでございます。今回は特に道路関係とか、そちらのほう、河川も含めましてですけれども、減額が多かったというようなことがございまして、全体として減額、市債のほうは減額になったというところでございます。

説明は以上でございます。

○ 竹野兼主委員長

課長、済みません、債務負担行為の補正をするに当たっての、今ゼロ債務というお話をされたんですけど、ゼロ債務というものはどういうものかって、基本的なちょっと考え方を少しだけ説明だけしておいていただけますか。

○ 田中財政経営課長

このゼロ債務、よく言うものがございます。今年度に歳出を伴わずに、来年度に予算が歳出が伴ってくるというようなことで、今年度はいわゆる契約行為を行うというものと、対価、例えば成果を受け取るものがないと、いわゆる出来高がないといったものを通常ゼロ債務という言葉で呼んでございます。こっちの予算がないといったものがございます。

○ 竹野兼主委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

ご質疑はございますでしょうか。

○ 中村久雄委員

説明いただきました。一番最初に説明いただいた地方財政法第7条で決算剰余金21億円の部分の積み立ての考え方ですけれども、2分の1を下らない額を積み立てもしくは地方債を繰り上げて償還せなあかんというのが決まっておるということで、この積み立てというのは財政調整基金に決まっておるわけですか。

○ 田中財政経営課長

こちらの積み立てでございますけれども、年度間の財源調整に使用するための基金というふうなことが地方財政法に記載してございます。こちらの年度間ということで、こちらの積み立てに関して地方財政法にちょっと記載があるわけなんでございますけれども、例えば、少し読み上げますと、地方財政法のほうですが、災害により生じた経費の財源、災害により生じた例えば減収、前年度末までに生じた歳入欠陥、それから、緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設、いわゆる公共事業でございます、それから、必要をやむを得ないような理由により生じた経費の財源といったことが列記してございます。

四日市市財政調整基金条例のつくりでございますが、地方財政法に対応しているのが、先ほどちょっと申し上げましたが、災害により生じた経費の財源とか、それから災害により生じた減収、前年度末までに生じた歳入欠陥というようなことに対応する部分としまして、四日市市財政調整基金条例になってございます。四日市市財政調整基金条例のほうの

設置の目的を読みますと、災害復旧その他財源の不足を生じたときの財源というふうな記載でございます。

一方、四日市市都市基盤・公共施設等整備基金条例でございます。こちら、先ほど少し地方財政法で触れましたが、緊急に実施することが必要になった大規模な土木その他の建設事業、いわゆるこれは公共事業のことということで、私どもの解説のほうにも書いてございますが、そういった部分につきまして、都市基盤・公共施設等整備基金のほうになってございます。こちらの設置目的でございますけれども、こちら、都市基盤・公共施設等の整備に要する財源を確保というふうになってございまして、本市としましては、この地方財政法の積み立ての対象となる、先ほど五つ申し上げましたが、災害復旧その他の財政調整、それから、公共施設の整備は都市基盤・公共施設等整備基金と、こういったつくりになってございます。

少し長くなりますが、四日市市財政調整基金条例の中で、各会計年度における歳入歳出の決算上生じた実質剰余金の2分の1を下回らない金額というふうに四日市市財政調整基金条例に書いてございますので、まず一義的には財政調整基金に積み立てるというふうな条例のつくりになってございます。

ただ、一方でございますけれども、基金の積み立ての停止という条項が四日市市財政調整基金条例には書いてございます。これは第5条でございますけれども、積み立ての停止をする規定というのがあるんですが、一つは経済事情の変動等により財源が不足して、積み立てるものではなく使っていかなければならないと、積み立てるよりも先に使わなきゃならないという事象が生じた場合は積み立てることはしないと、いいと。もう一つ、緊急に実施することが必要となった大規模な土木事業とか公共事業が見込まれる場合については積み立てなくてもよいという規定が書いてございます。ということでございまして、将来を見越して、例えば国体施設というお話をいたしました、そういうのが見込まれる公共投資と、見込まれる場合の財源という、四日市市都市基盤・公共施設等整備基金条例の積み立て停止の条項を使って都市基盤・公共施設等整備基金のほうに積めるというふうになってございまして、本市としましても、一義的には財政調整基金でございますが、この2分の1になりますが、将来に見越せるといった場合は都市基盤のほうにも積めるというふうな条例上のつくりになっておるところでございます。

○ 中村久雄委員

丁寧に説明していただきました。

要は、都市基盤・公共施設等整備基金のほうにも地方財政法上は積み立てられる。条例で都市基盤・公共施設等整備基金と財政調整基金の性質を条例で決めているので、都市基盤・公共施設等整備基金のほうには今回この9億円の額で、決算剰余金の2分の1の地方財政法第7条に当たる部分は財政調整基金にするというところの整理で、今回は条例の中で出てきたという理解なんですか。ここに、説明としては法定積み立てというので、地方財政法上でこう書いていますけれども、これは地方財政法上ではどちらでも積み立てはできるけれども、市の条例で、仕分けの部分でこうなったという理解ですか。

○ 田中財政経営課長

委員おっしゃるとおりでございまして、基本的には四日市市財政調整基金条例でまず決算剰余金の2分の1を財政調整基金にというような軸でございまして、まず基本はそちらになってまいります。

ただ、平成25年度でございましたけれども、こちら、財政調整基金に決算剰余金の2分の1を積み立てずに都市基盤・公共施設等整備基金に積んだことがございます。こちらにつきましては、補正する以前の段階で、国体の誘致、県内誘致が決定したというようなところがございまして、まずその備えが必要だろうというようなところで、財政調整基金ではなくて都市基盤・公共施設等整備基金へ決算剰余金の2分の1を積み立てたといった事例もございますが、基本的には条例上の趣旨で整理していくことになってございます。

○ 中村久雄委員

としたら、今回、議案質疑で小川議員が言っていたことも、四日市市の考え方として、整理の仕方として、国体やあけぼの学園のことが間近になっておるので、平成26年度の決算剰余金の2分の1については都市基盤・公共施設等整備基金のほうに行きますよと、こっちは厚くしますよということ是可以するわけですね。

○ 竹野兼主委員長

そこで、都市基盤の整備に金額的にお金が足りやん場合、財政調整基金を取り崩すことはできてという意味合いの話でええんやね。

○ 中村久雄委員

いや、それは後で行こう。それは、その次で行ったほうがいいと思う。考え方として、できるわけですね。平成25年度にやったので、今年度も……。

○ 竹野兼主委員長

平成25年度にやったので、今年度は……。

○ 中村久雄委員

考え方として、今回は条例でこうですけれども、都市基盤・公共施設等整備基金のほうに積みせてもらいますということは言えたわけですね。

○ 内田財政経営部長

今の補正予算の概要の6ページを見ていただきますと、下の表、都市基盤・公共施設等整備基金、平成26年度を見ていただきますと、17億円余り全部こちらへ回らせていただいています。逆に、上の表の平成26年度の財政調整基金は718万1000円、これは基金の運用益を積みせていただいておりますので、平成26年度を見ていただきますと、決算剰余金の2分の1を下らない額は、平成26年度は都市基盤・公共施設等整備基金に積んだ。これは、冒頭課長が申しましたように、本来は基金の条例のつくり方でいえば、地方財政法第7条に照らし合わせると、決算剰余金の2分の1を下らない額が基本的には財政調整基金に積むのが基本になるんです。ただ、条例のつくりとして、都市基盤・公共施設等整備基金にも積めるという構造になっていますので、簡単に言いますと、決算剰余金はどちらの基金にも積めると。平成26年度は国体で大変なことになるということもございまして、我々も都市基盤・公共施設等整備基金のほうに積んで、将来それに備えるということを優先させていただきましたが、今回は、国体のために、じゃ、安心したのかということじゃないんですけど、今回は基本的な考え方に戻って、決算剰余金の2分の1を下らない部分は財政調整基金に積みせていただいて、この補正で出た収支差については、やはり将来の都市基盤等の整備に備えるために都市基盤・公共施設等整備基金に積みせていただくという整理をしていますので、平成26年度と平成27年度の考え方がぶれておるやないかと言われると非常に苦しいんですけれども、一応積み立て先はどちらでもいいというふうには我々は思っております。

○ 中村久雄委員

わかりました。

そこで、委員長の質問にあったように、多分これのことやと思うんですけども、財政調整基金の6ページの説明の中で、市債の残高、縮減という部分がありますわ。これで、やはり我々として将来に負担をかけないように市債の部分がやっぱり心配なので、今回都市基盤のほうでは運動施設だったりあけぼの学園のほうでまだまだ47億円では足らんという部分で、これでまた建てる時に起債をしてしまったら何もならないので、これは財政調整基金からそちらへ取り崩し、移行というのはできるんですか。この部分で、市債の残高縮減という部分を、起債を減らすためにもできるんですか。

○ 田中財政経営課長

こちらの部分でございますけれども、少しご説明いたしますと、昔よく言われていたのが、繰上償還というようなことで、過去借りたものを先に返すというのが一般的によく行われておりまして、法律にもそのようなことが明記されているところでございます。

ただ、今現在は、やはり高利のもの、過去、非常に利率高うございました。それを優先して返したいというのが当然我々の思いでございますが、やはりそれをされると、例えば融資先のほうにあっては、いわゆる低利のものだけが残って高利のものが優先されると、経営上苦しくなってくるというようなところがございまして、保証金という条項が入ってまして、高利のものを返す場合は、向こう側に損失が出る場合は、それもあわせて、借金を返すときにあわせて頂戴いたしますと、そういった形になってございまして、今ちょっと繰り上げ償還のメリットが出にくい構造になってございます。そういったこともございまして、市債残高の縮減ということ、さっき委員もご指摘いただいたとおり、将来につけを回していくことになってまいりますので、これを抑制するとなれば、例えば年度末には基金を落としてでも、例えば市債の発行を抑制すると、例えば借金を返す以上に借りる年と、ことしもそうなんでございます、ことし、新総合ごみ処理施設の関係で多うございますが、そういった状況が続くといった場合は、そういった起債をせずに逆に基金で賄うというようなことも当然あり得るといようなところでございまして、ここに市債残高の縮減というようなことも書かせていただいたというところでございます。

○ 中村久雄委員

としたら、まだこのスポーツ施設を一旦建ててしまえば、60年ぐらい、60年から80年ぐらい使うわけですから、それは将来にわたって公平に負担しようということで起債するというのもある程度あるかと思うんですけども、その辺のバランスやったり、そこはやっぱり四日市の市民にとっていいのかというふうなことを考えるべきやなど。

税金で、例えば家計を見てみたら、1000万円の貯金があると。これは子供の教育資金のためにためてあるのやというところで、またいろんな収入があって、これは老後のためにためるのやという目的がはっきりしておけば、旦那さんも小遣い少なくとも我慢できるかと思うんですけど、いや、とりあえずお金は多いほうがええでためておくんやでは、市民の皆さんも、置きかえてみたら、財政調整基金というのはこういうことに使えますよ、いろんな不測のことがあったら使えますよというんですけど、都市基盤・公共施設等整備基金のほうは目の前にわかっているわけですから、ここにためていくんやったら納得した税の使い方でもあるのかなというふうなことを思っております。

これはまた後のほうで。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

○ 森 康哲委員

関連なんですけれども、基本的に財政調整基金というのは、不測の事態に備えるというのが大前提にあると思うんですよね。都市基盤・公共施設等整備基金というのは、目的を持った整備。それぞれ性質は違うわけですね。だから、先ほど中村さんも一生懸命説明を聞いていたように、わかっているお金をわざわざ財政調整基金に積み立てるよりも、目的があるんやったらそっちへ入れたほうがええんやないかという考え方もあるわけですね。それが平成26年度だったと思うんですけども、今回、また平成27年度は財政調整基金のほうへ積み立てるといっているので、少し疑問符がつくところがあるので、それをちょっと議論したいなと思うんですけど、考え方をもう一回聞きたいんですけど。何で平成27年度はまた平成26年度と変わったのか。

○ 内田財政経営部長

基金、決算剰余金の積み立て先の基金というのは、先ほど説明しましたように、条例のつくりからすれば、財政調整基金が一義的にあって、都市基盤・公共施設等整備基金も可能であるということなんですけど、特に財政調整基金につきましては、現行の行財政改革プランの中でも減債基金と合わせた合計額100億円を確保するという表現にしまして、100億円を確保したい、こうなっております。

今回、議案質疑でも小川議員からいただきましたけれども、この財政調整基金につきましては、今後の社会保障関連経費の伸びが非常に大きいであろうと予見をしてございまして、地方創生などの本市のまちづくりにおいて、新たな活力を生み出すための事業を着実に実施できるようにまず活用したいという部分がやっぱり出てきています。したがって、今後は大規模災害や収税減に備えましては、財政調整基金の残高は100億円は確保したいという思いがございまして。その中で、さらに今後弾力的な財政運営を行うためには、今回の補正予算において決算剰余金の2分の1の部分を財政調整基金に積みさせていただいて、先ほど課長も申しましたけど、地方財政法第7条に規定しております決算剰余金の積み立て先となる、いわゆる財源活用が可能な基金につきましては、明確には規定はないんです、全国的に。他団体との比較もやっぱりせんなんということも考えますと、多くの自治体ではやっぱり財政調整基金に積んでおるといこともございまして、もう一つ言えば、決算統計でも財政調整基金をやっぱり出すということになっていきますので、そういったことも踏まえまして、次年度以降予定しております行財政改革プランの中でも考え方をきちっと示していく必要があると思うんですけども、まずは今の目標である100億円をきちっとキープした上で、決算剰余金を今回さらに積みさせていただいて、今後の社会保障等の財源に使わせていただきたい、そういう思いで今回は整理させていただいております。

ただ、国体等いろんな公共投資の事業がめじろ押しになってございまして、それ以外の決算剰余金については都市基盤・公共施設等整備基金に積んでと、これも目標額を我々示してございませぬので、どこまで行くんやという話はあるんですけど、2本立てに今回させてもらったのはそういう考え。去年は都市基盤・公共施設等整備基金に全部積みさせてもらったのは、さすがに国体の事業費がすごく大きいということもわかって、これは早急に準備せないかんという考え方があって全額そちらに積みさせていただきましたけど、今後は、何度も申しますけど、財政調整基金の100億円は、やっぱり大規模災害とか将来の収税減にきちっと備えるために100億円は残高として持っておきたい。それ以上の決算剰余

金の2分の1は財政調整基金に積みながら、今後の社会保障等のやりくりにやっぱり使わせていただきたい。それから、大規模な公共投資については、さらに決算剰余金が出た場合はそちらに積みさせていただくと、そういった考えが一つあるのかなということで、これは我々も行財政改革プランの内容を今後見直していく中で明確にさせていただいた上で私も説明できればいいんですけど、今この補正予算の計上に当たってはそういう考え方でちょっと整理させていただいてございます。

以上でございます。

○ 森 康哲委員

そうすると、平成26年度は見誤ったということかな。100億円積むまでにこちらのほうの都市基盤・公共施設等整備基金のほうに積み立てたということは、平成26年度だけ考え方が少し甘かった。100億円まで積まなあかんやないかと言われて、平成27年度はまた戻したと、そういうことで、簡単に言うといいんですかね。

○ 内田財政経営部長

今の資料の6ページを見ていただきますと、上の表、平成26年度末といいますか、平成25年度末で財政調整基金は目標額に到達しておる状況があるわけですね。100億円、目標、一応頑張って積みさせていただいたと。その後、決算剰余金が出たときに、平成26年度には国体でいろんな施設整備が明確になってくる中で、この100億円、目標を達成した中では、とりあえず大規模投資といいますか、将来的な公共事業にかかる高額な資金を都市基盤・公共施設等整備基金のほうに積んで、我々としては意思表示をさせてもらったというふうにご理解していただければいいんですけど、それはそれで、我々も意思表示をさせてもらった中で、平成27年度の今回の補正については、決算剰余金本来は財政調整基金に、条例のつくり上はそっちを一義的に考えたほうが良いということに立ち戻って、置かせてもらったと。ただ、100億円がもう積み立てられていますので、当然それを上回る積み立てについては、何度も言いますけれども、今後見込まれるであろう医療費等の大きな伸びに対する財源に活用していきたいと、そういう思いで今思っています。

○ 森 康哲委員

そうすると、やっぱり平成27年度も財政調整基金のほうじゃなくて、100億円もう既に

積み立ててあるという状態であるなら、都市基盤・公共施設等整備基金のほうに積み立てて、目的を持ったところに充てていくのは当然のことだと思うんですけども、少し食い違っているところが気になるので、もしほかの方、ありましたら。

○ 竹野兼主委員長

多分これは話をしてもすれ違いですよ。こちらはおかしいやないかという話になるし、財政経営部のほうは、去年は国体のことを見据えて今回は変えたけど、もう一度立ち戻ってという考え方で進んでいるので、どうやって話をしても、意見は重なるところはないというように思うんですけど。

○ 内田財政経営部長

財政調整基金の100億円というのは、今後もどっちかというと確保した状態で運営していきたいという思いがあります。これはもう、何度も言いますが、大規模災害とか将来の税収の大きな減になったときに備えるためです。やっぱりそれ以上に、今回ですと、10億円強の積み立て、あるいは9000万円の取り崩しを戻すということですので、その部分、結果的には111億円強になっていますけれども、100億円を超える部分については、やはりいろんなソフト事業といいますか、社会保障等の財源に使わせていただく。具体的に言えば、例えば当初予算で取り崩して使わせていただく、決算剰余金が出たらまた積み立てていただく、こんなことで、100億円をキープした上で、さらにその上で柔軟な財政運営をしていこうと思うと、100億円の上に、それは幾らかと言われるとちょっとなかなか回答難しいんですけど、今回10億円強積み立てさせていただいているので、感覚で申しわけないんですけど、10億円から15億円ぐらいは積んで、それを取り崩して使わせてもらって、100億円はずっとキープしたままで、その上で今後のいろいろ発生するであろう社会保障等の大きな伸びに対して対応していきたいということで今回は考えさせていただいております。

以上でございます。

○ 竹野兼主委員長

部長、今の答弁の話でいくと、111億円は今あるわけですよ。そうすると、また来年度、決算の部分のところで剰余金が出た場合、そのときはもう一回立ち戻って、財政調整基金じゃなくて、そういうこともあり得るという意味でいいんですか。

○ 内田財政経営部長

100億円は確保したいということをご理解いただけると思うんですけど、今回11億円積みませていただく、この平成28年度当初予算に、やはり医療費の伸びとかいろんな扶助費の伸び、それで、従来では想定し得ないやはり資金が要るということで、これは取り崩していくと。ですから、111億円今ありますけど、110億円の間に取崩しはやっぱりしていかなと柔軟な財政運営はできない状態になると我々は予見しています。

平成27年度の決算で剰余金が出たらまた積みませていただいて、平成29年度以降のそういう扶助費等の財源に柔軟に対応していきたいということで、そういうことです。ですから、100億円を上回る部分については、今感覚で申しましたけど、10億円から15億円ぐらいはやっぱり資金に積みませていただかんと、100億円をキープした上で社会保障等の関連経費に対応していけるのかなと、そういう今予見を持っているということでございます。

○ 竹野兼主委員長

意味はようわかりました。

よろしいですか。

ごめんなさい、ちょっと話が進みませんもので、改めて、それ以外の形でご質疑お受けさせていただきたいと思いますが、何かございませんか。

○ 樋口博己委員

今部長が言われたように、100億円をキープして10億円から15億円という今の感覚というふうに言われましたけど、その辺は、今の感覚なので、今後しっかり精査して、どれぐらいは、100億円以上、どれぐらいまでは年度末までには一旦積み上げて、当初予算に取り崩すという話の数字的なもの、どのタイミングで大体どれぐらいという数字を、大体の目標なりを精査していくんですかね。今の感覚という話ではなかなか難しいのかなと思いますので。

○ 内田財政経営部長

済みません、本当に感覚で申し上げて申しわけございません。タイミング的には次期の行財政改革プランをつくるのが平成28年度に予定されておまして、当然そこには財政調

整基金とか都市基盤・公共施設等整備基金、これの目標と、当然柔軟な財政運営に対してはどうしていくかという考えも示させていただこうとは思っています。

ただ、今、改定する前の状態の中で、確かに消費税の引き上げによって、地方消費税交付金も市のほうに当然入ってきてございますので、それなりに社会保障関連経費の部分、介護、子育て、医療の部分、年金は今回見送られていますけど、その部分の財源は来るとい前提になっていますけど、やはり我々が今後将来の収支、財政状況を見通した中で、非常に伸びてくるというのをある程度予見しながらやっていますので、ですから、平成28年度当初にはそういった財源不足はやっぱり消費税では賄い切れやん部分が出ると、こういうふうに思っていますので、まずはそういう考え方で行かせていただきたい。

ただ、今委員おっしゃられたように、計画的な、今後例えば地方創生の計画期間の5年とか10年とかという計画の中でどういった財政運営をしていくんやという話は、次の行財政改革プランできちっと示しながらご説明させてもらおうかなと思っております。

以上でございます。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございませんか。

○ 早川新平委員

今の財政調整基金の関係で、この6ページにも、必要に応じて取り崩していくということはもう書かれてある。大きな金額として、例えば国体を控えておる、だから、今後、図書館とかいろんなところでめじろ押しになっているんやわな。そうしたら、もう今のうちに、ある程度どういう形でこの年度、例えば110億円今あるやつが、50億円になる可能性があるわな。そういう試算というのは一応してあるの。全くしてないの。漠然と取り崩していくというだけであって、基本というのは、貯金がなくなったらまた、今部長もおっしゃったように、当然積み立てやんならんのやけども。めじろ押しの多額のやつがいっぱい出てきていますやんか、もう向こう5年、10年含めれば。そういったところはこういうふうなお考えか教えてください。

○ 内田財政経営部長

まず、委員おっしゃられましたように、大規模な施設整備、これはもう皆さんもご承知

のとおり、国体を初めいろいろ予定されておるということでございますので、それは先ほど言いましたように、財政調整基金を一つ、大規模災害とか減収に備えるための100億円はキープした上で柔軟な財政運営をしていこうと思うと、都市基盤・公共施設等整備基金にはある程度積んでいかんと、そっちからやっぱり大規模な投資については財源の手当てをしていこうという考えは持っています。

財政調整基金は、先ほど10億円とか15億円と言いましたけど、これは、やはり医療費の伸び、これは顕著に出ています。ですから、今までに財源手当てをしてきた扶助費等、それを上回る勢いで今後は団塊の世代が75歳になる2025年でしたかね、そういうところを見据えますと、当然伸びてくる。それがあって、財政調整基金は100億円をキープしたまま、そこで何とかやりくりしたい。だけれども、大規模な投資、一時的な莫大な投資を必要とする場合は、それは都市基盤・公共施設等整備基金に積んで、目的をはっきりして財源調整をしていきたいという考えは持っています。

以上でございます。

○ 早川新平委員

今ここで議論をしておっても、堂々めぐりになったり、考え方の違いというのは非常にあるので、結論というのは非常に出すのは難しい。いろんな皆さん、考え方があるんやろうけれども、さっきからずっと聞いておると、この財政調整基金のところしか進んでいないので、全く何もほかのところないので、ほかのところでもええのかな。

○ 竹野兼主委員長

どんどん質疑してください。

○ 早川新平委員

質疑というよりも、じゃ、続けて、よろしいですか。

この11月補正予算参考資料の市庁舎等の管理業務委託で債務負担行為、53ページやな、ここ、なっていますやんか、4年間で約5億円、4億9000万円。これは、今、ゴールド美装社やったかな、どこで、入札で何人ぐらい参加者がおったん。それとも随意契約で行ったん。

○ 石川財政経営部参事・管財課長

前回の入札結果ということでございましょうか。

○ 早川新平委員

今回に関係ないで、聞いたらあかんのかもわからんけれども。1期生の子らもおるで、ちょっと教えておいて。

○ 石川財政経営部参事・管財課長

済みません。

○ 早川新平委員

やめとくわ、それじゃ。かわいそうやで。ごめん。申しわけない。撤回します。

○ 竹野兼主委員長

済みません、今の言いたいことは何となくわかる。この債務負担行為の部分のところ、これはきちっと入札をするんだらうなという感覚の話だと思うんですけど、その点については、どういう状況、この債務負担行為をすることによって、どういうことが行われるのかというのを、答弁、よろしくお願いします。

○ 石川財政経営部参事・管財課長

済みません。委員おっしゃったとおりに、きちんと入札資格等を鑑みまして、仕様書のほうを作成した上で、平成28年4月1日に向けて入札をしていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○ 竹野兼主委員長

先ほどの部分のところ、ゼロ債務という話があったんですけど、4月1日の時点で入札が終わっていないと、という部分のところでの意味合いということでご質疑をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 早川新平委員

じゃ、そのこのところで、期間が、今、委員長がまさしく言った平成27年度からということで、平成28年度からという形で、債務負担行為やで、基本的に管理委託業務やで、何年間という形でもうずっとある。5年、3年。

○ 石川財政経営部参事・管財課長

今回につきましては、平成28年度から平成30年度ということになりますので、3年間で。

○ 早川新平委員

わかりました。ありがとう。

○ 竹野兼主委員長

よろしいですか。

○ 早川新平委員

いいよ。

○ 樋口博己委員

この11月補正予算参考資料の63ページなんですけど、事務用機器等運用経費のここ、これだけ予算があるというのは、何か意味があるんですかね。いろんな業務の中にこういうのって入っておるのかと思っていたんですけど、何でここだけ特出しでこういうふうになっているんですか。

○ 竹野兼主委員長

63ページの説明をお願いします。

○ 田中財政経営課長

こちらの事務用機器でございますけれども、委員ご指摘のとおり、例えばコピー機という各階にございます。1階、2階、3階、4階と、それぞれ例えば1階であれば市民文化部が所管してございますし、例えば、5階等であれば例えば環境部等もおるわけござ

います。そういった中身で、それぞれ数多くございますので、それらを集約した形でご審議いただければなというように取りまとめておるということで、この事務用機器集めて、コピー機ですとそれぞれの階にございますしというようにございまして、一つにまとめているということです。

○ 樋口博己委員

これ、そうすると、本庁舎もこういう事務用機器は全部これだけだという話ですか。このパソコンに入っていく、あんまり集約されているように思えやんのですけど。これ、どういう意味なんですか。

○ 田中財政経営課長

こちらの2台でございますけれども、例えば一斉に機器を更新する年であったりしますと、こういう金額の規模では全然なくて何百台となるんですけれども、今回、かえてからまだ間がない、リプレースしてから間がないものですから、今回たまたま2台というようなどころになっているところでございます。

○ 樋口博己委員

そうすると、これは平成28年度に使用する本庁舎で使うこういう事務用機器全てがこれだけだという意味ですか。

○ 田中財政経営課長

済みません、こちらは平成28年度新規契約するだけの分が2台ということで、もう既に例えば平成26年度とか平成25年度に契約した部分については、そのときに債務負担行為で5カ年と打ってございます。その分は含んでおらず、あくまで今回新たに契約するのが2台だけですよというようなところでございます。

○ 樋口博己委員

そうすると、ちょっと本庁舎全体をまとめたというのにはしては、少しそれぞれの台数が、地区市民センターの23カ所のモップはわかりますけど、でも、これが全部だという話ですね、そうすると。平成28年度の新規購入はこれだけだということですね。わかりました。

○ 田中財政経営課長

先ほど委員がおっしゃられたとおりでございます、新規にするのがこの2台だけ。実際にはもう過去に既に契約したものがございますので、台数というのはもう何百台というような話になっているところでございます。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

○ 森 康哲委員

関連で、この車両という、5台とあるんですけど、これはどこの車両ですか。

○ 廣田財政経営課課付主幹

車の5台ですけれども、管財課で3台、それからあけぼの学園で1台、それから社会教育課で1台、全部で5台でございます。

○ 森 康哲委員

これは全部リースなんですかね、車自体は。

○ 廣田財政経営課課付主幹

この5台はリースでございます。

○ 森 康哲委員

そうすると、一元管理ということで、リース契約している会社が一元的に車検とかメンテナンスは管理していただくというので理解してよろしいでしょうか。

○ 廣田財政経営課課付主幹

リースについてはそのとおりでございます。

○ 森 康哲委員

これはもう、じゃ、リース契約で、年間にかかる金額、5台。リース契約は、例えば5年なら5年リースで、掛ける5台ということで理解してよろしいでしょうか。

○ 田中財政経営課長

こちらの債務負担行為の限度額でございますので、これは5台の5年分の総額が入ってございます。960万7000円はあくまで5台分ですね。これで、1台1台車に増減はございますけれども、200万円ちよいと、1台で割ればそういった形のが5台分あるというふうなことでございます。

○ 森 康哲委員

5年分を、じゃ、一括で支払っておるという理解でよろしいでしょうか。

○ 田中財政経営課長

ちょっと説明が不足して申しわけございません。支払いは月額リースでございますので月々ですけれども、こちら、債務負担行為は契約する全ての額を上げるというふうになってございますので、今回5年分の契約額を全部上げていきますが、支払いはやっぱり月々ごとに払っていくという形になってございます。例えば平成29年度の払いもあれば平成30年度にも払い、平成31年度もあるんですが、その分の総額でございます。支払いそのものはそれぞれ月額で払っていくという中身になります。

○ 竹野兼主委員長

よろしいですか。

他にご質疑ございますか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

他に質疑もないようですので、討論に入ります。

討論ございますか。

○ 中村久雄委員

議案第40号の一般会計の補正予算第6号の先ほどの積み立て、財政調整基金の積み立てのところですがけれども、貯金をするので、どちらの財布に入れるかというところなんですけれども、やっぱり市民の税金の使い方として、今回、財政経営部も、昨年度は都市基盤・公共施設等整備基金に積み立てた。今回は立ち戻って条例の趣旨に沿ってやったというところで、それも理解できるんですけれども、全体会で一度、税の使い方として、貯金の仕方、どういう目的があって、今後の四日市を見る上でも、一度全体会で協議したいなという思いがありますので、ぜひお願いします。

○ 竹野兼主委員長

他に討論ございますか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

ないようですので……。

○ 樋口博己委員

さっきの中村委員の発言は、討論、反対という意味で。

○ 中村久雄委員

はい。

○ 竹野兼主委員長

反対という意味ですね。

それでは、ちょっと皆さんに。

異議があったということです。その中で、そういう場合には、当然挙手によって分科会としての採決を行いたいと思いますが、それでよろしいですか。挙手による採決をさせていただいてよろしいでしょうか。

○ 樋口博己委員

議案の採決ですか。

○ 竹野兼主委員長

そう、議案の採決。

○ 早川新平委員

ちょっと教えて。

今の議案で討論があって、全体会送りというのに一つの希望というのかな、あったので、全体会へ送るのか、それとも、送りは送りで1個ずつ採決していくのか、どっち。

○ 竹野兼主委員長

その意味で、採決を行ってよろしいですかとお話させていただいたんですけど、要するに、分科会での総意で、採決はこの部分を行わずに全体会に送るということも可能ではあります。ただし、これを採決をするかしないかと部分のところで今お話があったのは、とりあえずは採決すると。また、その中で、全体会に送るという意味合いのところでは、全体会に、これがもし採決で賛成が多数とした場合にでも、全体会に送りたいんだという意見をいただいたら、それを全体会に送るかどうかを諮るということ是可以するということが今ここではお話させていただけるところだと思っています。採決を行ってよろしいですかと聞かせていただきました。

じゃ、よろしいですね。

○ 森 康哲委員

留保。

○ 竹野兼主委員長

それでは……。

(発言する者あり)

○ 竹野兼主委員長

ちょっと済みません、休憩したいと思います。10分。

15：58 休憩

16：08 再開

○ 竹野兼主委員長

時間前ですが、全員おそろいになりましたので、再開させていただきたいと思います。

済みません、すぐに用意ができなくて申しわけありませんでしたが、ちょっと議会事務局と話をした中で、改めて中村委員にこの議案第40号について、意見としてお話が出たのは全体会に送ってほしいという部分のところであって、それがこの議案第40号に対しての賛成か反対かという部分のところでは、樋口委員が、反対討論ですかと言ったら反対ですと言われたんですけど、その反対する場合に、反対の理由を言っていただきたいというのがありまして、そのこのところで、反対なのか、それとも、もしくは全体会に送ってほしいというような意味だったのかというのをまず確認させてください。

○ 中村久雄委員

この議案に関して反対するものではない。ただ、決算剰余金の使い方として、全体会で討論をして、もっと理解を深めたいなという思いでございます。ぜひ、議案の採決をした後に全体会送りの採決をお願いします。

○ 竹野兼主委員長

ということですね。

ということは、申しわけありません、決算剰余金の使い道の方法を確認というか、全体会でお話させていただくという意味合いのところ、この全体の予算の部分については問題がないというような意味合いで受けとめさせていただいてよろしいですかね。

ということは、ちょっと皆さんに確認させていただきたいんですけど、今の話でいう反対討論は出なかったんで、改めて採決を確認させていただきますが、その後に委員の方から全体会にこの項目については送っていただきたいという提案をしていただいて、それか

らこの委員会の中で諮らせていただくことで、採決で全体会に送るか送らないかという確認をさせていただくということによろしいですかね。

よろしいですか。

○ 森 康哲委員

私の思いとしては……。

○ 竹野兼主委員長

そうやったね。森委員は、この採決をせずに留保してくれという話がありましたので、まず、採決をせずに留保するかどうかをそうしたら諮らせていただきます。そして、その中で、それが形としてならなかった場合には、反対討論はなかったのではという形で確認をさせていただく。そして、その後に全体会に送るか送らないかという部分についての意見をいただいて、それを確認させていただくということで進めさせていただきますので、よろしいですね。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

それでは、申しわけありません、議案第40号平成27年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第21目諸費について、分科会での採決を留保するということに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○ 竹野兼主委員長

留保に賛成ということですので、この採決に関しましては留保させていただくことで決定させていただきました。

○ 濱瀬議会事務局主事

採決の留保は、総意があればできる。

○ 竹野兼主委員長

総意って全部か。

○ 濱瀬議会事務局主事

総意があれば留保することができます。

だから、今は賛成が3名やったので、総意ではないので、採決をすると。

○ 竹野兼主委員長

そういうことやね。ごめんなさい。

そうしたら、総意という状況ではありませんでしたので、申しわけありませんが、先ほどの議案につきまして、内容的には反対討論という意見もないということで、ここの部分につきましては、議案第40号平成27年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第21目諸費、歳入全般、第3条債務負担行為の補正（関係部分）、第4条地方債の補正につきましては、可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第40号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第21目諸費、歳入全般、第3条債務負担行為の補正（関係部分）、第4条地方債の補正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

○ 竹野兼主委員長

不手際がいろいろありまして申しわけありません。

それでは、全体会についての確認をしたいと思いますので、全体会についてご意見があ

りましたらお願いいたします。

○ 中村久雄委員

それでは、改めまして、決算剰余金の積み立て先について、近々にスポーツ施設、あけぼの学園の移転というので、大型プロジェクトが目の当たりになっている中で、どういうところに決算剰余金を積んでおくのがいいのか、ぜひ全体会で議論していただきたいというふうに考えます。

○ 竹野兼主委員長

他にございませんか。

○ 樋口博己委員

確認ですけれども、そうすると、予算としては認めたので、全体会では予算に関しては可決という報告という中で、この平成27年度の積み立て先というよりは、今後の方針、考え方について議論したいという意味合いでしょうか。

○ 中村久雄委員

積み立て先として、修正も含んだ形で全体会で議論できればと思うんですけど。

○ 竹野兼主委員長

要するに、委員会の形はそういうことですので、今言われた部分についての内容も含めて全体会に上げるか上げないかという、今の話でいけば、考え方としては、全体会の中で意見を述べられる、もし全体会に上がるとしたらの場合ですけど、上がった場合に、修正も求めていく可能性があるよという意見を言われてというところで今状況はとまっておるということですので、これについては、内容的には、中身も修正も含めて全体会に上げた意向を話をできればええと思っておるんやんな。

○ 樋口博己委員

全体会で修正も可能性を含めておるという話やと、分科会で全会一致で可決したものを、全体会で修正も含めて議論をするんだというところと、ちょっと矛盾を感じるんですけど、その

辺はどうなんでしょうかね。

○ 竹野兼主委員長

済みません。申しわけありませんが、ここの議案に対して全体会に審査を送るか送らないかという部分の判断だけさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○ 早川新平委員

今、樋口委員のご意見はごもっともやと思っておるんですわ。ただ、その前に、さっき言ったときに、留保という意見があって、そのときに、何が一番確約してほしかったかという、財政調整基金のあり方について全体会で議論をしたいというのが一番のところで、その後の中村委員がおっしゃった決算剰余金の積み立てとかいうのも含めての財政調整基金のあり方を議論したいという、そこだけの確約さえあれば、真っ向から反対するという意見ではないという前提があって、だから、そこで諮らなあかんのやったら諮りましょうと。そうすると、今、樋口さんが、分科会で賛成やから、全体会で上げる必要がないやないかって、それもごもっともなんやで、そののところだけ、担保だけしてほしいというのが思いやったんです。

○ 竹野兼主委員長

中身の部分のところを樋口委員は言われた部分であって、そのの部分については、分科会として全体会に送る部分のところを提案させていただく、少し申しわけないんですけど、修正もかけるという部分ではなくて、この議論を全体会でしていただきたいんだという思いの中での提案という形でさせていただきたいんですけど、それでよろしいですか。

○ 樋口博己委員

そうすると、修正も含めてということではないということ。

○ 竹野兼主委員長

議論をしてほしいという、全体会で。

○ 樋口博己委員

全体会へ上げる議論の内容として、修正も含めてという意見……。

○ 竹野兼主委員長

ではない。今ここの意見の中では、全体会で、決算剰余金の2分の1を財政調整基金に積んだ方法の部分のところに疑問があるので全体会に上げていただきたいということではないですね。中身的には、まずはうちの報告とさせていただくのは、議案については可決だったということですけど、その方法については全体会で話をしたいんだという意味合いの部分のところが持って全体会に上げるか上げないかを今から皆さんに諮らせていただくということによろしいですね。

と思うんですけど、違うか。

○ 濱瀬議会事務局主事

だから、全体会に上げるかどうかを諮る。その結果、そのテーマで議論、全体会で議論した後に、結果的に修正とかということになるかもしれませんが、ここでは……。

○ 樋口博己委員

それはわかりますよ。ただ、全体会に上げるという段階に修正も含めて上げるんやという、ちょっとさっきの採決は何やったんという話になるので。だから、中村委員は、分科会としては賛成したけど、全体会で議論したらちょっと考え方が変わったというんやったら、それはそれで僕は理解しますが、はなから修正なんだと言われるとちょっと理解できないなという話。

○ 竹野兼主委員長

そうじゃなくて、議論をしたいんだという、今、早川委員が説明してもらったように、その思いであるというのだけ確認させてもらいたいんですけど、それによろしいですね。

○ 中村久雄委員

先ほど話しましたように、議論をしたいんだというところで確認してください。

○ 竹野兼主委員長

それでは、全体会に送ることについてちょっとお諮りさせていただきたいと思います。

議案第40号平成27年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第21目諸費のうち、決算剰余金の積み立てについて、全体会に送りたいというご意見について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○ 竹野兼主委員長

賛成多数ということですので、本件を全体会審査に送ることといたします。

[以上の経過により、議案第40号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第21目諸費のうち、決算剰余金の積み立てについて、採決の結果、賛成多数により全体会へ送ることと決する。]

○ 竹野兼主委員長

ご苦労さまです。

済みません、ちょっと時間かかってしまいました。

続けさせていただいてよろしいですかね。

○ 森 康哲委員

まだ時間かかるの。

○ 竹野兼主委員長

まだ議案ありますもん。

○ 早川新平委員

議案第49号からあんのやんな。

○ 森 康哲委員

1時間くらいかかりそうやけど。

○ 竹野兼主委員長

1時間かかるかどうかは、ちょっともう少しやってみたいなと思うんですけど、
済みません。

〔常任委員会〕

○ 竹野兼主委員長

じゃ、済みません、続きまして、総務常任委員会に移らせていただきます。
議案第49号四日市市税条例等の一部改正についての説明を求めたいと思います。

議案第49号 四日市市市税条例等の一部改正について

○ 大谷市民税課長

議案49号四日市市税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案書は19ページからでございますが、説明は総務常任委員会資料という赤いタグのつ
いたものの1番のほうで説明をさせていただき、申しわけございません、タブレットのほ
うは表紙の次のページでございます。紙資料の場合は、総務委員会資料の、見開いていた
だきますとA3の資料になってございます。

○ 竹野兼主委員長

よろしいか。これなんですけど、ありますね。
じゃ、説明お願いします。

○ 大谷市民税課長

今回の改正につきましては、平成23年3月31日に成立した地方税法の一部を改正する法
律に基づいて施行に伴うものでございます。

まず、左上、一つ目の黒星、納税環境整備というところをごらんください。

今現在、納税を猶予する制度としては、表に整理してございますように、徴収の猶予、
これは、災害、病気、事業の休廃止等によって市税を一時的に納付できないと認められる

ときに認められるものでございます。これと、換価、これは売り払いということですが、換価の猶予、納税の意思があるにもかかわらず、その財産を押さえている場合に、差し押さえ財産を換価、売り払いすることで生活の維持が困難になるおそれがあるときに、その換価、売り払いを猶予するという、現状二つの規定がございます。

今回、税制改正でこの猶予の制度について、納税者の負担軽減を図るという観点から見直しが行われてございまして、一定の事項については地域の実情に応じ、各自治体の条例で定める仕組みというふうになってございます。

具体的には、表の右側、主な規定整備の内容というところに記載をさせていただいてございますが、県内各市とも対応のあり方を協議、調整した上で、新たに納税者からの申請による換価の猶予、これ、条例の第12条の規定になってございます。以下、分割納付の方法や申請期限、申請書の記載内容や提出書類等について規定を整備しようとするものでございます。私ども、従来どおり個々の納税者の方の事情に応じてきめ細かい対応をしていくという方針のもとで対応させていただいてございます。この点については変わりなくやっといこうというところでございます。

なお、納税環境整備の参考図として、1ページ右下に、ちょっと概要図というか、全体のイメージを載せさせていただいておるところでございます。

次に、二つ目の黒丸、マイナンバー関係でございます。これ、来年の1月1日から個人番号の利用が開始されることに伴う改正でございます。

今回の改正では、条例で定めがある範囲の中で、市民の方に個人番号または法人番号の記載をしていただく必要があるものについて、条例の規定を整備しようとするものでございます。

主な内容につきましては、市民税の分野では、法人市民税における法人等の事業開始あるいは変更の申告、個人または法人の減免申請において、個人番号または法人番号の記載をお願いする内容でございます。以下、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、入湯税など、各分野の減免申請等において、個人番号または法人番号を書いてくださいというお願いをする内容でございます。

次に、左側三つ目、黒丸、固定資産税というところをごらんいただきますと、これはわがまち特例についての規定でございます。わがまち特例につきましては、平成24年度の税制改正で定められたものでございます。地方税の特例措置について、自治体の自主的な判断を拡大する視点から、国が全国一律に定めていた軽減の割合について、自治体が条例で

決定できる仕組みとして導入され、地方税法で参酌すべき基準、割合、これを参酌基準と申しますが、これを挟んだ上限と下限を定め、この範囲内で自治体が特例割合を定めるといふ仕組みでございます。今回、条例に定めますのは、新築のサービスつき高齢者向け賃貸住宅でございます。高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する新築のサービスつき高齢者向け賃貸住宅というものに対して講じられている固定資産税、これ、家屋の部分でございますが、この減額措置について、適用期間が2年間延長された上で、わがまち特例として地方公共団体の条例で規定をなさうというふうな改正がなされてございます。

対象となるのは、平成27年4月1日から平成29年3月31日に新築をされたものが対象となっております。新たに条例で定める減額割合、これを3分2としてございますが、これは国からの建築費補助制度が実施されておるといふ中で、着実な整備、供給が進んでいることから、参酌基準どおりの減額割合にしようとするものでございまして、平成27年4月1日から平成29年3月31日までに新築された場合に、最初の5年度分の固定資産税の3分の2が減額されることになります。

次に、右側、市たばこ税というところ、四つ目の黒丸のところをごらんいただきます。こちらは、市たばこ税に関する規定でございます。旧3級品の製造たばこの特例税率の廃止に伴う規定についてでございます。製造たばこのうち旧3級品、旧3級品といいますのは、表の下、米印に記載しております、エコー、わかば、しんせい、以下6銘柄でございます。この6銘柄について、たばこの製造過程において発生する端っこ、余りの葉とか切れ端の部分を製品化したものでございまして、喫煙者に高齢者が多いというところから特例税率というのが適用されてきたところでございますが、健康に及ぼす影響、たばこの値段が安いということで、未成年に及ぼす影響もあるということで、そのあたりを考慮して、特例税率を廃止するという事になったものでございます。

なお、税率の引き上げに伴いまして、経過措置として、平成28年度から平成31年度の4年間かけて段階的に引き上げを行うというものでございます。

資料、米印二つ目をごらんいただきますと、手持品課税について記載をしております。これは、各年度たばこ税の税率引き上げの前日、3月31日に卸売業者等及び小売販売業者の手元在庫となっておりますたばこについて、翌日、4月1日以降に適用となります次の年度の税額との差額が出てまいります。その差額を、手持ち品に対する課税として徴収するという事となります。

なお、手持品課税は、国税、県税とともに、市たばこ税において課税されるところでご

ございます。

その他、条項ずれの整理ということで整理をかけさせていただくということで、(2) 施行期日につきましては、マイナンバー関係と固定資産税に関する改正は来年1月1日から、納税環境整備と市たばこ税に関する改正などは来年の4月1日から施行してまいりたいと考えておるところでございます。

説明は以上でございます。

○ 竹野兼主委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご質疑がございましたら、発言願います。

○ 樋口博己委員

納税環境整備で、国のほうが猶予制度について取り組んできたという話なんですけど、先ほど取り組みは変わらないという話でしたけど、さらにしっかりと取り組むという意図でいいんですか。その辺の意思だけ確認させてください。

○ 中根収納推進課長

今回の条例改正は、税制改正に伴っての条例改正でございますが、先ほどの市民税課長から説明を申し上げましたが、納税者の負担の軽減という観点から、申請の換価の猶予等々の条項ができたわけでございますが、私の考えでは、税法等が市民の方の実態に近づいてきた法律改正ではあります。我々、日常相談をしておる中で、この条文どおりに当てはまらないケース、猶予が適用されないケースということもございまして、その辺は法律と実態の中を補完する制度としまして、今後もきめ細かい対応をさせていただいて、生活実態に寄り添った相談を行った上で、納税に対して誠実な意思を有する方については、分割納付等を踏まえて一時的な救済措置というのは今後も引き続き行ってまいる次第でございます。

以上でございます。

○ 竹野兼主委員長

よろしいですか。

他にご質疑ございませんか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

質疑もないようですので、討論に入ります。

討論がございましたら、討論をお願いいたします。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

討論もないようですので、これより採決を行います。

議案第49号四日市市税条例等の一部改正について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第49号 四日市市税条例等の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 竹野兼主委員長

それでは、ご苦労さまです。

(16:35～16:56 協議会)

[常任委員会]

○ 竹野兼主委員長

済みません、人権の関係で、所管事務調査がございまして、ここ、もう本当に数分ですので、もうちょっと。

(発言する者あり)

○ 竹野兼主委員長

そうしたら、済みません、ちょっと待っておってもらって。申しわけない、後ろを見ていていただくと、休会中所管事務調査について、先ほど森委員のほうから、もう一度入札制度についての話をしたいんやというお話をいただきました。実は、これ、私としては、前回の8月定例会議のところで、塩浜の方からいろいろとお話をいただいた中での部分のところで、確認としては、その他の意見という形となって議会運営委員会のほうに報告をさせていただいたんですけど、議長に対して意見書を出してほしいという意味合いの部分については、内容の部分もう全く何も議論されていないので、その部分を実は所管事務調査で提案しようと思っておりました。ただ、今、森委員のほうがこの部分のところでもう一度という話をされたんですけど、例えばもしそれをやろうと思えば、入札制度については既に報告書を作成しています。どこが足りやんだかというのをきちっと言っていただくというのがまず必要だと思うんですけど。

○ 森 康哲委員

前回は入札制度という四日市ドームの自販機について大部分が議論されたと思うので、足りない部分というのは、本庁の工事の入札、大きな一番のものの調達契約課で今実施している入札の現状がどんなのか、経緯を含めて、その部分がまだ議論がし尽されていない。今抽せんが多いという現状があって、それを打開するのにどういうふうな方向性があるのかというのを調査研究したいなと思いますので、その部分。

○ 竹野兼主委員長

要するに、建設関係も含めて、要するに一般競争入札になっても入札金額がみんな一緒になってきて抽せんになっているという内容の部分のところで、その内容がこのままでいいのかという調査をしたいということですね。

○ 森 康哲委員

そうです。

○ 竹野兼主委員長

その部分については、とりあえず、今回休会中のところでやろうという話をさせていただきました。その部分のところで、私が提案させてもらった塩浜の方の関係の部分のところもあるんですけど、その2点の部分について、諮るんやな。

○ 濱瀬議会事務局主事

両方やるかどうか。

○ 竹野兼主委員長

両方やるのか、日程的な部分もありますので、そのこのところの部分について、皆さんにちょっとご意見をいただきたいんですけど。

○ 早川新平委員

ここに書いてある、案4までありますやんか。これは確保しているわけやんな。

○ 濱瀬議会事務局主事

一応公務は入っていない。

○ 早川新平委員

だったら、これで2回なりを使ったら片がつくと違う。

○ 竹野兼主委員長

ということは、そうしたら、そういうご意見がありました。

ほかにご意見ございません。

○ 森 康哲委員

来年の1月18日って、議員政策研究会新しい図書館を考える分科会の視察が……。

○ 濱瀬議会事務局主事

視察は昼から。

○ 竹野兼主委員長

昼からなので、午前中です。

(発言する者あり)

○ 竹野兼主委員長

ということで、じゃ、済みません、今提案がなされたところですけど、提案二つあります。一つは塩浜の方の部分のところで、議長に意見を企業に対して言ってもらう内容の部分のところが明確でないので、その内容を、委員会でどういうものがあるのかという検討をしていただく調査を一つ、そこについてはよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

もう一つ、入札の部分についてお話いただきましたけど、これについて、行うという部分についてはいかがですか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

じゃ、その2項目ということで進めさせていただきます。

じゃ、そのかわりに、先ほどもお話しさせていただいたように、入札制度についての報告書については、日程を決めた後のところでもう少しつけ加えての報告書にするということでもよろしくお願ひします。

じゃ、日程だけ少し、これだけ皆さんにお諮りしたいと思います。

○ 谷口周司委員

1月14日はちょっと外していただけるとありがたいです。

○ 竹野兼主委員長

じゃ、済みません、1月14日はだめと言う意見があります。

じゃ、1月18日。よろしいですか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

じゃ、1月18日の午前10時が一つ。そして、1月22日か1月27日の部分のところではいかがですか。

○ 樋口博己委員

二つとるの。

○ 竹野兼主委員長

一つではいかんのと違うの。

一応。もし初日で二つとも済むという状況であれば、それはもうそれでオーケーということ。

○ 樋口博己委員

そんなたくさん議論するような話ですか。

○ 竹野兼主委員長

いや、一応、積み残しという形になっておりますので、一応、1月22日か27日のどっちか1日、もしものことがあるので確保させてください。どちらがよろしいでしょう。

○ 谷口周司委員

1月22日でどうですか。

○ 竹野兼主委員長

1月22日の午前。

(発言する者あり)

○ 竹野兼主委員長

じゃ、1月22日の午前10時ということで確認させてください。

じゃ、それでよろしくをお願いします。

申しわけありませんけれども、あと少し時間をいただいて、所管事務調査ということで、11月12日に行いました平成27年度第1回四日市市同和行政推進審議会について、調査といっても、これは報告という形になると思います。なお、平成27年度の四日市市人権施策推進懇話会というのが8月20日にすでに開催されているんですけど、第2回が1月18日に開催される予定でありますので、こちらにつきましては、第1回と第2回を合わせて平成28年2月定例会に所管事務調査を行わせていただくということで、よろしくをお願いします。

委員の皆さん、よろしいですね。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

じゃ、入ってもらってください。

それでは、ただいまより所管事務調査を行わせていただきます。

平成27年度第1回四日市市同和行政推進審議会についての説明を求めます。

○ 須藤人権・同和政策課長

資料のほうは総務常任委員会の所管事務調査資料、平成27年度第1回四日市市同和行政推進審議会についてをもとにご報告させていただきます。

資料のほうは、ページ番号で1から9までございますが、この1ページのほうをごらんになっていただきたいと思います。

本年11月12日に第1回の四日市市同和行政推進審議会を開催させていただきました。この審議会のほうは、同和問題の解決のために、まず四日市市の同和行政をどうやって進めていくかということにつきまして、いろいろな機関の方からご議論をいただき、そういうような場になっております。この審議会につきましては、統括ワーキング検討会というのをございまして、そちらのほうで本年10月21日に開催されまして、そちらのほうからの報告を受けた形で、特に教育と就労という形の課題があるということで、重点的にご議論いただいたものをもとに11月12日に審議会を開催して、いろんなご議論をいただいたところでございます。

その中で、委員さんから出た主な意見としまして、5点ほど挙げさせていただいておりますが、この中から3点ちょっとご紹介をさせていただきます。

一つ目は、高校へ進学できなかった子供に対する支援について質問がございました。これに対し、身近な人権プラザが中心となって、就労までの支援を実施したと説明したところでございます。

二つ目に、就労の取り組み、実績について質問がございました。これに対し、就労相談者に対して、履歴書の書き方や面接の指導、就労に対する不安を聞くなどの就労支援を実施していると説明したところでございます。

また、最後の実態調査により、地域の実態及び市民意識がどのように変化したかを把握すべきではないかというご意見もいただいたところでございます。

今後の予定は、今回の委員の皆様のご意見を踏まえまして、今後の取り組みに反映してまいりたいと思います。さらに、これの取り組みの進捗管理につきましては、今後も引き続き統括ワーキング検討会において審議、検討した上で、さらにまた審議会のほうに報告、ご議論というような形で予定をしております。

説明は以上でございます。

○ 竹野兼主委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

1枚の2ページ以降は、そのときの委員の皆さんの名簿、そして、その課題に対する分析、今後の方針というものが資料として備えつけてありますので、またこれは参考にしていただきたいと思います。

それでは、説明は以上ですので、ご質疑をお受けいたします。

ご質疑ございますでしょうか。

○ 樋口博己委員

委員の主な意見で、高校に進学できなかった子供というのは、割合というのは、どれぐらいの割合なんですか。

○ 須藤人権・同和政策課長

ご質問のほうにつきまして、8人中1人という形になっております。

○ 樋口博己委員

そうすると、人権プラザの職員の皆さんがしっかりと対応いただいて、就労に結びついたということでしょうか。

○ 須藤人権・同和政策課長

そのとおりでございます。

○ 竹野兼主委員長

他に質疑ございますでしょうか。

よろしいですか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

質疑もないようですので、本日の平成27年度第1回四日市市同和行政推進審議会についての所管事務調査はこれで終了したいと思います。

本日はご苦労さまでした。

それでは、済みません、もうしばらくよろしくお願いいたします。

議会報告会についてなんですけど、11月定例会議会報告会につきましては、来年1月8日午後6時半から午後8時45分まで下野地区市民センター2階大会議室で行いますので、確認をさせていただきたいと思います。

テーマですが、皆さんとも1年間は防災対策についてということで進めてきましたので、今回も防災対策についてということでテーマで進めさせていただくことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ありがとうございます。

それでは、議会報告会及びシティ・ミーティングの進行役というのは、今回はどちらでお願いしましょう。

(「1期生」と呼ぶ者あり)

○ 竹野兼主委員長

1期生。

(発言する者あり)

○ 竹野兼主委員長

下野地区なので、ちょっと目立っていただけたらということ。

(発言する者あり)

○ 竹野兼主委員長

議会報告会は副委員長がこれまでどおりにやっていただいて、シティ・ミーティングの司会役は谷口委員のほうにお願いをすること、説明のほうについては私から副委員長のほうにいつものようにお願いをして説明をしていただくという形で進めていくことを確認させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

どうもご苦労さまでございました。

○ 荒木美幸副委員長

あと、集合時間。

○ 竹野兼主委員長

集合時間は、必ず5時半までに。

集合時間は5時半に、下野地区市民センターのほうに集合いただくようお願いいたします。

○ 荒木美幸副委員長

準備をやるということで。

○ 竹野兼主委員長

ということで確認させていただきましたので、道の混雑を想定したことで集合いただきますことをお願いしまして、本日の総務常任委員会を終了させていただきます。

ご協力いただきまして、ありがとうございました。

17 : 14 閉議